

第六十八回国会 大蔵委員会 議 録 第十八号

昭和四十七年四月十四日(金曜日)

午前十時三十四分開議

出席委員

委員長 齋藤 邦吉君

理事 宇野 宗佑君

理事 丹羽 久章君

理事 山下 元利君

理事 松尾 正吉君

理事 上村 千一郎君

理事 木村 武千代君

理事 國場 幸昌君

理事 地崎 宇三郎君

理事 中川 俊思君

理事 原田 憲君

理事 松本 十郎君

理事 毛利 松平君

理事 吉田 重延君

理事 佐藤 觀樹君

理事 二見 伸明君

出席國務大臣

大蔵大臣 水田三喜男君

通商産業大臣 田中 角榮君

(總理)府總務長官 山中 貞則君

出席政府委員

總理府總務副長 砂田 重民君

官 沖繩・北方対策 岡部 秀一君

官 沖繩・北方対策 岡田 純夫君

官 沖繩・北方対策 岡田 純夫君

官 沖繩・北方対策 岡田 純夫君

官 沖繩・北方対策 岡田 純夫君

官 沖繩・北方対策 岡田 純夫君

官 沖繩・北方対策 岡田 純夫君

官 沖繩・北方対策 岡田 純夫君

官 沖繩・北方対策 岡田 純夫君

官 沖繩・北方対策 岡田 純夫君

官 沖繩・北方対策 岡田 純夫君

大蔵省主計局長 大倉 眞隆君

大蔵省主計局次長 長岡 實君

通商産業大臣官房審議官 飯塚 史郎君

通商産業省企業局長 本田 早苗君

通商産業省鉱山局長 莊 清君

通商産業省鉱山局長 青木 慎三君

通商産業省鉱山局長 青木 慎三君

通商産業省鉱山局長 青木 慎三君

通商産業省鉱山局長 青木 慎三君

通商産業省鉱山局長 青木 慎三君

通商産業省鉱山局長 青木 慎三君

通商産業省鉱山局長 青木 慎三君

通商産業省鉱山局長 青木 慎三君

通商産業省鉱山局長 青木 慎三君

通商産業省鉱山局長 青木 慎三君

通商産業省鉱山局長 青木 慎三君

通商産業省鉱山局長 青木 慎三君

通商産業省鉱山局長 青木 慎三君

通商産業省鉱山局長 青木 慎三君

通商産業省鉱山局長 青木 慎三君

通商産業省鉱山局長 青木 慎三君

通商産業省鉱山局長 青木 慎三君

通商産業省鉱山局長 青木 慎三君

通商産業省鉱山局長 青木 慎三君

通商産業省鉱山局長 青木 慎三君

通商産業省鉱山局長 青木 慎三君

通商産業省鉱山局長 青木 慎三君

通商産業省鉱山局長 青木 慎三君

通商産業省鉱山局長 青木 慎三君

通商産業省鉱山局長 青木 慎三君

通商産業省鉱山局長 青木 慎三君

通商産業省鉱山局長 青木 慎三君

通商産業省鉱山局長 青木 慎三君

通商産業省鉱山局長 青木 慎三君

通商産業省鉱山局長 青木 慎三君

委員外の出席者

環境庁自然保護局長 宇野 佐君

大蔵大臣官房審議官 松川 道哉君

農林省蚕糸園芸局長 田中 宏尚君

農林省蚕糸園芸局長 田中 宏尚君

農林省蚕糸園芸局長 田中 宏尚君

農林省蚕糸園芸局長 田中 宏尚君

農林省蚕糸園芸局長 田中 宏尚君

農林省蚕糸園芸局長 田中 宏尚君

農林省蚕糸園芸局長 田中 宏尚君

農林省蚕糸園芸局長 田中 宏尚君

農林省蚕糸園芸局長 田中 宏尚君

農林省蚕糸園芸局長 田中 宏尚君

農林省蚕糸園芸局長 田中 宏尚君

農林省蚕糸園芸局長 田中 宏尚君

農林省蚕糸園芸局長 田中 宏尚君

農林省蚕糸園芸局長 田中 宏尚君

農林省蚕糸園芸局長 田中 宏尚君

農林省蚕糸園芸局長 田中 宏尚君

農林省蚕糸園芸局長 田中 宏尚君

農林省蚕糸園芸局長 田中 宏尚君

農林省蚕糸園芸局長 田中 宏尚君

農林省蚕糸園芸局長 田中 宏尚君

農林省蚕糸園芸局長 田中 宏尚君

農林省蚕糸園芸局長 田中 宏尚君

農林省蚕糸園芸局長 田中 宏尚君

農林省蚕糸園芸局長 田中 宏尚君

農林省蚕糸園芸局長 田中 宏尚君

農林省蚕糸園芸局長 田中 宏尚君

農林省蚕糸園芸局長 田中 宏尚君

農林省蚕糸園芸局長 田中 宏尚君

農林省蚕糸園芸局長 田中 宏尚君

農林省蚕糸園芸局長 田中 宏尚君

農林省蚕糸園芸局長 田中 宏尚君

農林省蚕糸園芸局長 田中 宏尚君

委員の異動

四月十三日

中川 一郎君

松本 十郎君

吉田 実君

同日

中川 一郎君

松本 十郎君

吉田 実君

同日

中川 一郎君

松本 十郎君

吉田 実君

同日

中川 一郎君

松本 十郎君

吉田 実君

同日

中川 一郎君

松本 十郎君

吉田 実君

同日

中川 一郎君

松本 十郎君

吉田 実君

同日

中川 一郎君

松本 十郎君

吉田 実君

同日

中川 一郎君

松本 十郎君

吉田 実君

同日

中川 一郎君

大蔵委員会

議 録

第十八号

昭和四十七年四月十四日

大蔵委員会

議 録

第十八号

昭和四十七年四月十四日

大蔵委員会

議 録

第十八号

昭和四十七年四月十四日

大蔵委員会

議 録

第十八号

昭和四十七年四月十四日

大蔵委員会

議 録

第十八号

昭和四十七年四月十四日

大蔵委員会

議 録

第十八号

昭和四十七年四月十四日

大蔵委員会

議 録

第十八号

昭和四十七年四月十四日

大蔵委員会

議 録

第十八号

昭和四十七年四月十四日

大蔵委員会

議 録

第十八号

してこうなんだということが確信を持って示されなければならぬし、それに付随する今日まで続けてこられた諸施策というものが完全に維持されていく、こういうことがなければならぬと思うのでありますが、その辺の事情について、まず、われわれが納得できるような、安心できるような御説明を伺いたいと思うわけであります。

○大蔵政府委員 ただいまの御質問の要旨は、一つの特別会計に、勘定を分けるにしても入れてしまったので、将来石炭政策の財源はだいたいようぶなのかという点が一つあると思うのであります。この法律では、ごらんのとおり、両勘定への歳入の配分は予算で定めるところを原則としておいております。ただ、従来から、御承知のように、石炭だけの特別会計がございまして、その特別会計で原重油関税収入の全部を使っておったわけではございません。いわゆる十二分の十相当額を財源として石炭対策を行なっておったわけでありまして、残りの十二分の二は一般財源として一般会計に入っており、一般会計で石油対策費をまかなっていただいております。今回新会計をお願いいたしましたので、今後の運営を考えてまいらるに際しましては、石炭につきましては、従来の慣習として、さらにこれは二年期限がございまして、この点も考えまして、暫定的に、二年間は従来どおり十二分の十相当額を石炭対策に振り向けるというところを附則で規定いたしております。それでは三年目以降はどうなるかという問題でございまして、これにつきましては、御承知のとおり、現在石炭鉱業審議会の体制委員会におきまして、まさしく御指摘の点を中心としていたしまして、今後の石炭産業というものが日本のエネルギー総体の中でどういう地位を占めるか、どれだけの石炭をどうしても国内で確保すべきであるか、その需要はだいたいようぶかという点を鋭意御審議いただいております。結論が出るまでもう少し時間がかかるようでございますし、なお、必要あれば通産省のほうから詳細御説明があるかと思ひますが、今後の問題は、その答申を見まして、石炭対策とし

てどの程度のものをするべきであるのか、それが財源的にその特会の中でどうなるのかということ、慎重に検討してまいりたいというのが、現在の私の考え方でございまして。

○青木政府委員 ただいま大蔵省のほうから御説明がございまして、将来の長期対策について、若干補足的な説明を申し上げます。

現在やっております石炭政策は、昭和四十四年から実施しております第四次政策ということになっておりますけれども、昨年の初めごろから関係各界のほうで、第四次政策を見直して新しい長期政策を考えろという御要望が非常に強くなりまして、それを受けて、私どものほうでは、昨年の九月から石炭鉱業審議会の中の体制委員会という場を持ちまして、そこで鋭意新しい長期的政策というものの策定に当たっておるわけでございまして。昨年九月からいろいろ審議いたしまして、ことしの三月三十一日に石炭鉱業審議会を開きまして、将来の石炭産業の需給はどうあるべきかという議論をしていただきまして、昭和五十年年度において二十万トンを下らない水準の需要を確保するよう政府に対して要望するという決議をいただいておりますので、この数字をベースにいたしまして、今後この二十万トンを下らない需要を確保するとともに、それに見合う生産をするためにはどういう施策が必要かという政策論議にこれから入るところでございまして。この水準を維持しますためには、現在までの企業対策費というものをある程度増額の必要もあるかと思ひますし、それから、この従来の石炭対策の中で、今後長期計画に基づいて実施しなければならない鉱害対策費もございまして、現在まで疲弊をいたしております産炭地振興のための対策費というのがある程度漸増していくことも考えますと、相当の金額が対策費として必要であるという結論になることが予想されますが、そういう対策の論議を全部待ちまして、今後この特別会計の中から石炭のために必要な対策費の財源を確保するようにということでありたいと思っております。

○広瀬(秀)委員 原重油収入のうち、従来も十二分の十は石炭に回し、十二分の二を石油に回しておった。こういうことをそのまま延長しているんだからそうしたいことはないと、こういうわけでありまして、この石炭特別会計で、今後石油勘定を入れてやっていくということになりまして、しかも、五十年年度に石炭の産出量も、かつて十年前三池争議を中心に日本の炭産関係、石炭問題が非常に大きな社会問題で、政治問題になって、将来のエネルギー資源の、国内にたつた一つ比較的埋蔵量も豊富な唯一の資源だ、こういうようなことで、いわゆる有澤委員会が当時、十年ほど前だと思ひますが、五千万トン確保しようという線を出され、これはなお記憶に新しいところであるけれども、今日ではもうすでに二千七百万トンから三千三百万トンぐらゐ、これは数字は、四十六年度の見通しでどのくらい産出量があるのか、これもあとで明らかにしていただきたいけれども、こういうことで、いまのお話ですと、五十年年度では二十万トンを確保しよう、こういうことだそうでありまして、将来この石炭産業というものは一体どうなるのか、エネルギー資源の中で、地下に人間と機械がもぐって採掘をやるという点、それはもう石油と違ってどうしても避けられない問題だと、人類社会の進歩とともにそういう形勢が、石油に石炭がだんだん道を譲って、これは衰退の一次途をたどる、そういうもので、やがては消えていくと、こういうようなものなのか、あるいはこれはこれなりの、やはりエネルギー資源としての、あるいは化学工業等の原材料として生かす道を考えられていくのか、そういう根本問題について、一体通産省としてはどのような見解を持っておられるのか、その点を確認をいたしておきたいと思ひます。いかがですか。

○青木政府委員 ただいまの御質問のうち、まず最初に数字のことをお答えいたしますが、昭和四十六年度の石炭の生産は、三千七百七十二万トンでございます。それから四十七年度の生産見通しと申しますか、今年度の生産見通しは二千七百五十

万トンでございます。将来どう考えるかという御質問でございまして、やはり唯一のエネルギー資源でございまして、これをなるべく維持したいという点は私も考えておりますが、しかしながら、こういう自然条件に依存するエネルギー産業でございまして、あらゆる山をいかなるコストを払っても維持するということではなくて、ある程度経済性をも加味しつつ、なるべくいい山を残していく。非常に自然条件の悪化した山を全部どの山も維持するということは、現在の経済体制では困難かと思ひますので、極力コンパクトな形で、しかし貴重な資源であるので、ある程度残すものは残していくという方針で進んでまいりたいと思ひます。そういう意味で、五十年年度の二十万トンという需要を確保いたしますので、その後どうなるかというお話でございまして、これも審議会で議論していただくべき事柄でございまして、若干の助成をしつつ、なるべくたくさん残していくという方針で審議をしていただくように私どもは考えております。

○広瀬(秀)委員 五十年の段階で二十万トンを確保する、これはどういう判断の根拠があつてこういう数字が出るのか。いまおっしゃったように、どんな石炭鉱山でも残すという、そういうことではないんだと、いわゆる今日の経済情勢の中に生き残つていく、採算ベースに乗れる、そういうものだけをめんどろを見たいか、残していくというのか、そういうことにするとどういふ数字になる、これだけのことでございまして。その他、こういうものを算定するには、やはりそれなりの合理的な、経済全体の中における、あるいは総合エネルギー体系の中における合理的な根拠というものはやっぱりあるだろうと思ひますが、そういう点ではどういふことになっておりますか。

○青木政府委員 この二十万トンが出てまいりました経緯について簡単に申しますと、昨年需要業界から、昭和五十年年度における石炭の需要はどれくらい見込まれるかという希望数字と申します

か、需要業界側からの数字をとったわけでございますが、これを積み上げますと、約千五百五十万トンという数字が出てまいったわけでございます。私どもも全然需要のない石炭を生産するわけにはまいらぬということでございますが、石炭業者のほうでこれだけ売りたいという逆の、供給側からの数字をとりましたところ、それが約二千八百万トンであつたわけでございます。現在の生産規模、今年度を見ますと二千七百五十万トンでございますので、これが一挙に五十年間に千五百五十万トンまで縮小するということであれば、単にいい山を残すということではなくて、なだれ閉山と申しますか、もつと低いところまでばたばたと企業が倒れていくというなだれ現象が生ずるおそれもあるという御意見が非常に強うございまして、もう少し需要側に協力をしてもらつて、自然条件の悪い山が徐々に倒れていくのはしょうがないにしても、なだれ閉山は防止すべきだという議論が審議会でございまして、通産省としてももう少し努力をして、需要家側の協力を要請し、その二千万トンの需要を確保して、それに見合った生産をできるような政策を考える、こういう議論の過程で出てまいりましたのが二千万トンの数字でございます。

○広瀬(秀)委員 おおよそのところはわかつたわけでありまして、そこで、いままでの石炭特会の歳出の主要内容、すなわち、これは石炭関係の施策そのものであります。炭鉱整理促進費、石炭鉱業生産体制改善対策費、石炭鉱業経理改善対策費、石炭需要確保対策費、石炭鉱業保安確保対策費、石炭鉱業合理化事業補助金、鉱害対策費、産炭地域振興対策費、炭鉱離職者保護対策費、産炭地域開発雇用対策費、国債整理基金特別会計への繰り入れ、予備費、というふうになっていくわけですが、こういう非常に項目の多い、十項目以上にも及ぶこの対策費というものが特別会計に計上されておたわけでありまして、この内容等については、いままでの基準というか、援護の基準というか、あるいは補助の基準というか、こういう

ようなものは全然後退させるといふようなことはなく、いままで確立されたルールどおり、今後も自然的にだんだん生産が縮小されていくという傾向は免れたいことであるけれども、そういう点では何の心配もない、いままでどおり実施をしていく、こういう形になるわけですね。その点を伺います。

○青木政府委員 現在やっておりますのは、御指摘のとおりいろいろ項目があるわけでございますが、これから政策論をやるわけでございます。いかんから政策論で、いかなる対策をとるのかがいかにいう点は今後議論されるということになっておりますが、私どものほうとしましては、二千万トンを維持するためには、政策の体系とかその費目とかはだいぶ変わるかもしれないけれども、ある程度、二千万トンを確保するためには現在程度を上回る対策を講じなければ二千万トンの生産を五十年間に確保することはむずかしいと考えておりますので、後退という線ではないように考えております。

○広瀬(秀)委員 二千万トンを確保するということは、かなり重大な点というか、強い決意をもつて、おやりになることとございませうか。したがって、いまの答弁のように、時代の変化に応じてむしろ強化をする面は、やはり非常に特殊な、労働者のサイドから見た場合でも、地下に深くもぐつてこの仕事をするというようなことですから、そういうものがやはりつぱに、喜んでやつていくような体制というものを、時代の進展とともにいままで以上にそういう面についての配慮というようにものが加えられなければ、これはなかなか維持されない産業であるという面を持っています。私は思うのです。そういう面などを考慮して、そういう面についての裏打ちというふうなものを考慮して二千万トンを確保していくんだ、このようにならうに理解をして、積極的になしる増加することによって二千万トンを確保する、そういうことも含んでの御答弁だとうわけですが、そのように理解していいわけですか。

○青木政府委員 政策面につきましては、これから審議会で議論いたしたらいといたしてございませう。事務当局としてはその審議にゆだねたいと思つております。私どもが試算する限り、二千万トンを確保するというのは相当の金が必要というふうな判断しております。御指摘のようない点についても審議会で十分配慮して議論していただくように持たせてまいりたいと思つております。

○広瀬(秀)委員 この石炭問題、よく炭鉱地帯に参りますと、親の代からもう三代にわたつて炭鉱で働いている。かつてはもう日本の経済をささえた、まさに黒いダイヤと言われた時代もあるし、あるいはまた戦時中などは、これこそもう全く非人間的な扱いまで受けながら苦しい時代を働き抜いてきた労働者、そしてその家族、子孫というふうなものが非常に多いわけでありまして、そういう点では十分な対策というものをやはり今後も続けていかなければならない、こういう基本的な立場というものはぜひひとつ尊重してやつていただきたいと思つておりますが、いかがでございますか。

○青木政府委員 御趣旨十分体しまして、審議会で十分な議論をしていただきたいと思います。○広瀬(秀)委員 主計局に聞きますが、原重油関税収入の十二分の十、十二分の二というこの割り振りについては、予算の定めるところによりというところでございまして、予算の定めるところによりというところからいふことになつておるわけですが、この資源配分の比率ですが、これはことし限りでございませうか。あるいは将来どういうふうになるのか。この点を明らかにしていただきたいと思います。○大倉政府委員 ただいま御審議をお願いしております法律案の附則で、今後二年度にわたつて、四十七、四十八、この二年度につきましては、いわゆる十二分の十の比率を石炭産業の歳入とすることといたしてございまして、四十九年度以降は降がらうなるといふ問題でございますが、これは関税収入そのものが実は四十八年度で暫定期限が切れるわけでございます。四

十八年度末までに、それ以後の原重油関税の課税をどうするかという問題をあらためて御審議いただかなければなりません。それがふえるのか、まあ原重油関税のようなのは減税をすべきであるという御議論の方も非常に多うございませうが、それは関税審議会で十分御検討いただかないと、いまから事務当局がちよつと予断をいたすわけにはまいらぬと思つております。総額がそのように、若干今後の検討にまつべきところがある。

さらに石炭対策の内容が、ただいま通産省から御説明がありましたように、現在鋭意検討を続けておりました、いままでどおりのことであるのか、あるいは各種の項目の中で相当大きな変化になつて出てくるかという問題もございませう。また、石油のほうは、おそらくは今後石油対策としての財源需要というものが程度伸び続けるのではないかと予測もございませう。それらすべてを含めまして、四十八年度末まではぜひそれ以後の財源配分のあり方を関係方面の十分な御意見をいただきてきめてまいりたいと思つております。したがって、政府としましては、予算で分けるという制度にいたしておきまして、十分国会で御審議をいただくということを予定いたしておるわけでございます。

○広瀬(秀)委員 通産省に伺いますが、四十八年度までは大体関税収入も、輸入量の増大によつて関税税率法による税収入もそれほど急激な変動というものはない。そして大体大蔵省の意見でも、十二分の十、十二分の二という配分は四十八年度までは続く、こういうこととございませうが、四十九年度以降、先ほどの五十年二千万トン確保という目標を年次的に達成していく際に、どのくらい五十一、五十二年、この特別会計法全体が五十二年までというものでありますから、四十九年度以降この会計が五十二年に廃止をされるということになつておるわけですが、その間の、これらの先ほど申し上げた項目を全部読み上げて、

予備費とか国債整理基金特別会計というようなものへの繰り入れ、この繰り入れまでいいというたしまして、そうすると、十一項目にもなるわけだけれども、こういうことについてどれくらい財源を必要とされるのか。その財源は、もう二年先になると全くお先まっ暗でわからぬのだ、こういうことなのか。あるいは、いままでどおり原油油関税収入というものがこれに回されるのだということなのか。そういう将来の展望というものについて、この石炭対策についてどのような見通しを持っておられるのか、その点伺っておきたいと思ひます。

○青木政府委員 四十九年度以降につきましては、ただいま大蔵省から御説明ございましたように、暫定関税がどうなるかという問題が残っておりますけれども、私どもの財政需要のほうから申しますと、四十九年度以降急激に石炭対策費が要らなくなるという事態にはならないように予想しております。需要の面からだけ申し上げます。したがって、向後四十九年度以降につきましては、財政当局をはじめ各方面の方々と十分御相談をしつつ、その財源をどう確保するかという問題もあわせて検討してまいりたいというふうに考えております。

○広瀬(秀)委員 大蔵省の主計局の話では、関税収入をいままで特定財源にしてきただけに、これがどうなるかということが、四十八年までが現行制度だということになれば、その先はわからぬのだという答弁なんだけれども、この石炭対策あるいはまた今回石油を加えて、こういうものについて関税収入を充てるんだというこのことについては、財政制度審議会でも一応の疑問が提起されておるわけですね。特定財源という形で、特別会計をこのように形で作ることは、決して好ましい姿ではないのだという、一般理論としてはそうだし、いままでこういう石炭対策にその金を特定財源として回して、特別会計をつくっておいた、それに新しく石油勘定を設けて石炭・石油特別会計ということにするのは考慮に値するんだ、こ

ういう表現で財政制度審議会はいわれておるわけですね。この財政制度審議会が好ましくないということと、そして、しかしということとで、考慮に値するということとで今度この改正になったと思うのですが、その根本の問題については、大蔵省としてはどのようにこの答申の意のあるところを把握をされ、理解をされ、この答申を今後どう生かしていくつもりなのか。あるいは、この特別会計法審議会にあたっての一つの重要な問題だろうと思うし、特別会計のあり方、それからその財源を特定して特定の目的に向けるということ、こういう問題についての大蔵当局の考え方を示したいだきたいと思ひます。

○大倉政府委員 財政制度審議会の答申は、ただいま広瀬委員御指摘のとおりで、私どもとしては、やはり一般論として考えます限りは、特定財源というものは望ましいものではない、それは一般論としては大蔵省の立場は変わらないと考えてます。

ただ、まさしくおっしゃいましたように、しかしというふうにしてうしろへ続いているわけでございます。原油油関税を石油対策及び石炭対策の財源として使うというものの考え方は、それなりに一理があるだろう。逆に申せば、石炭対策がある程度長期的な視野に立つての財源を確保する必要がある、石油対策についても長期的な観点から財源を確保する仕組みを考へておくという必要性が残る限りは、原油油関税は年期限でございしますから、本来関税負担がないほうが望ましい原油油というもののについて関税を賦課していく、それをエネルギー対策の財源として用いるという考え方を、全く否定し切るといふつもりはございません。

率直に申し上げまして、関税率審議会のほうでは、私が見たいまちょっと触れましたように、そもそも原油油というものは関税をかけないほうがいいんだという強い御議論はございします。財政を持っております主計局のほうとしましては、少なくとも石炭石油対策がある程度の期間

にわたつてかなりの財源を必要とする限りにおいては、何らかの形で原油油消費者にその財源を持つてもらふという考え方は、引き続き採用してまいりたい、かように考えております。

なお、若干補足して申し上げます、暫定関税率は二年で切れますけれども、切れたあと、もし何らの立法がございせんでも基本税率は残るわけでございますから、その制度の仕組みといたしましては、四十九年度以降も、かりに暫定税率が切れてそのまま関税の本法のほうに戻つたといつたとしても、財源としてはそれをここに用いるという仕組みにすでになつておるわけでございます。

ただ、その点は四十八年末までに関税率の審議会の御審議をお願いし、いまの暫定税率のままでいくのか、あるいは場合によつては増税する必要があるのか、あるいは減税をしてもまかなえるのかということも十分御審議いただきまして、関税関係の法規の改正案として、それはそれとしてまた今後の委員会で御審議をいただきたい、かように考えております。

○広瀬(秀)委員 そこでもう一つ伺いたいのは、先ほど申し上げたような財政制度審議会の昨年十二月の答申、そこで原則的には好ましくないんだということ、このこと、この特別会計法を廃止するのは五十二年の三月三十一日だということとの関連というのは、どのようにとらえられておりますか。

○大倉政府委員 やはり先ほど申し上げましたように、どういふことがよろしいんでしようか、未来永劫に原油油関税を用いて石炭石油対策をやるといふ考え方をとる必要はない。緊急性を考へ、それから今後の見通しを立てながらものを考へていく。その場合には、やはり五年というものが一つの区切りであろうという考え方で御提案申し上げております。したがって、五年たちました五十二年末に必ずやめてしまふのかということとございしますれば、それはそのときに考へる。さらに何年かを延長して石炭石油対策を行なうべきであらうというふうに判断すれば、そのための

改正案を用意いたしましたして御審議をお願いするということにならうかと思ひます。

○広瀬(秀)委員 そうしますと、特別会計全体について、現在四十幾つかの特別会計があると記憶しておるのですが、一体幾つあつて、それでこの特別会計制度を、廃止の期限を持つておるもの、持つてないものとに分けると、どういふ数字になりますか。——あとで調べてその数字を明らかにしておいてください。

そこで、いま主計局の答弁ですと、一応五年と、情勢の変化等を見越して五年ぐらゐが適当であらうということと、五十二年の三月三十一日に廃止されるものとすると附則の規定になつてゐるわけですが、通産省としては、今度石油勘定を新たに新設して、石炭・石油特別会計にした。将来石炭の問題についても、先ほどから論議してゐるような問題をちゃんと見ながら、そういうものはそういうものとして適切に処理をしながら、しかも今度は石油勘定というものがこの中からウエートを占めてくるであらう、こういうような将来の石油資源対策という問題を中心にして、かなりこれは大きくなつてくる部分ではないかと思ひわけだし、また、石油がこの特会の中ではたしていいのかどうかという議論も新しく出てくる段階もあるだろう。そういう場合に、特別会計の中で五年ということが期待されておるわけだけれども、その後の考えは、通産省の立場においてエネルギー資源としての石油問題というものをどう位置づけ、国の施策を展開していくにあつてどういふ形に持つていくかとされておるのか。この点の構想を、かりに五十二年の三月三十一日段階でこの今回の石炭・石油特別会計法というものがその後廃止されたとした場合に、どういふことになるだろうか、あるいは、おそらくまた何年か特別会計の延長をしていくのがいいのか、そういう問題点について、通産当局としてはどのように考へておられるか、この点を伺いたいと思ひます。

○飯塚政府委員 ただいまのお尋ねは、今後の石

油政策に關連をして、特別會計の期限が切れたあとと財源をどう措置していくかということであるかと思ひますが、石油につきましても、御承知のように、年々わが国のエネルギーの中におきまますウエートは高まつていくわけでありまます。総合エネルギー調査会の答申によりましても、昭和五十年において、全体のエネルギーの中で石油の位置としては七三%を占める。昭和六十年におきましては、石油の消費量というものは、六億五千万ないし七億二千万という膨大な量にのぼるわけでありまます。この時点におきましては、原子力の開発がかなり進むことが見込まれるので、その分だけ若干石油のウエートは減りまます。六七、八%くらいということになっておりまます。それにいたしましても、絶対量としては非常に大きく伸びるわけでありまます。

こういう膨大な量の石油を確保するためにどうするかということが、問題になるわけでありまます。私ももといたしましては、当面この特別會計によりましても、五十年間海外の石油資源並びに天然ガスの探査開発というものに重点を指向していきましても、その推移を見た上で、この特別會計廃止の前に、拡大して存続すべきかあるいは廃止してもいいのかわ、そこら辺を検討する必要があると思ひまますけれども、正確にはその時点で判断すべき問題だと思ひまますけれども、一応私の個人的な感じだけから申しますと、今後の石油開発の重要性というものはますます高まってくると思ひまますので、おそらく五年間だけで特別會計がもういいというにはなりにくいのではないかというふうに考へておりまます。

○広瀬(秀)委員 將來のことですからその程度にしておきまますけれども、またあとで伺ひまます。

この法律の附則の八でございまますか、石炭対策費中、炭鉱整理促進費補助金、炭鉱離職者就職促進手当に要する経費の額に不足する金額を限度として、石炭勘定の負担において借り入れ金ができるという規定がありまますね。これは今度の石油勘定を新設したこととらみ合せて、こういう不足

する事態というふうなものをはきわめてあり得ることとして予定されたことになるわけなんですか。この附則八を設けた理由について、伺ひたいと思ひまます。

○青木政府委員 この項目は、両方とも閉山に伴つて必要となる経費でございまます。閉山と申しますのは、私も大体自然条件から見てもこの程度の山が本年度中に閉山するであろうという予測をつけておるわけでありまます。御承知のとおり、石炭産業は、地下の資源を掘つておる産業でございまます。としまして思ひまます大きな事故がある場合もございまます。それから自然条件が思ひまます悪化する場合もございまます。そういう不測の閉山が生じた場合に、これに伴う閉山に要する費用とか離職者対策の費用とかと申しますのは、一応われわれが予定している閉山量に見合つて組んでございまますので、そういう不測の閉山が出た場合に対処できるように、一時借り入れができるという規定を特に設けてもらつたわけでありまます。

○広瀬(秀)委員 これは、四十七年度において特段の意味があるわけではないのですか。

○青木政府委員 特段の意味はございません。それから、石油勘定ができたことと直接關係はございません。

○広瀬(秀)委員 質問を改めますが、とにかく日本の一次エネルギー資源の中で七〇%以上を占めておる石油、そうしてしかも九九・五%までは海外依存である、しかもそのうち九〇%が中東依存である、しかも世界で第二の石油消費国であるという、これは全世界に例のない、日本の特別な石油事情だと思ひます。日本をめぐる石油問題の特徴であると思ひます。日本をめぐる石油問題のところで、石油をめぐる国際情勢も、最近になってOPECの民族主義的な台頭、これは産油国としては、当然今日の国際石油資本からの、ことばは適切かどうかわかりませんが、非常に搾取をされて、産油国必ずしも豊かではない、貧しい状況にあった。これで世界がエネルギーが十分に供給さ

れて、経済、文化も発展をしてきておる。言うならば、産油国のOPEC諸国の犠牲の上に経済繁栄をしたという面もあるわけだから、そういうところにある程度のナショナリズムというものが台頭したり、あるいは国営にしようというふうな動きが出たというふうなことも当然だし、またその人たちが、それらの国の国民が、生活上を願うということも当然だろうと思ひます。そういうふうなことになるべく、これらが団結して非常に強い固な地位を築いてくるということも、これも大勢のおもむくところやむを得ない状況だと思ひます。そういう問題がある。これは端的には、原油の値上げという問題がある。これは端的には、原油の値上げという問題がある。これも国際情勢も必ずしも平和でばかりはない、スエズの閉鎖というふうな問題なんかも入ってくる、こういう中で、日本のようなそういう状況にある場合に、石油資源対策という問題は非常に重大だと思ひます。これはまさに国策として十分考へていかなければならぬ問題だ。そういうふうなことから、今度の特會法の改正、あるいは一連の、石油開発公団法の改正とか、あるいはパイプラインの設置の問題であるとか、こういう問題が、この特會を含めて石油關係三つだと思ひますが、一斉に出てきたというふうなことも、そういうことを反映してあるだろうと思ひます。

通産省にまず聞きたいことは、このような状況にある日本の石油資源政策の基本的な課題というものを、これは復習するようではあるけれども、この際はお示しをいたしたい。石油資源政策における基本課題は一体何なのかということをはつきりここでさせておいていただきたい。

○飯塚政府委員 現在の石油をめぐる国際情勢は、非常に緊迫の度を加えておることは、御指摘のとおりでございまます。かねてから石油政策につきましましては、石油の安定的かつ低廉な供給の確保というものがわが国の石油政策の大前提であつたわけでありまます。最近のような国際情勢に対処いたしまして、安定確保というものはより重要性を

帯びてきたというふうな考へておるわけでありまます。もちろん低廉の問題も無視されるわけではございせんけれども、ただ絶対額として原油の価格が安く入るといふ時代は、あるいは若干変わつてきたのじゃないかというふうな考へております。したがらしまして、低廉というものが、絶対額が安いということではなくて、わが国として相対的な意味でできるだけ安く原油を確保できるというふうな考へるべきだと思ひます。そこで、安定かつ相対的な低廉な石油の確保ということにつきましまして私ども考へておるものは、何といひましてもわが国は九〇%を海外からの輸入に仰いでおるわけでありまます。海外におきまして原油の開発に何としてでも乗り出していつて、石油生産国の一員になつていく必要があるということでありまます。

このために、今回お願いしております特別會計によりまして、財源の確保と同時に、石油公団の機能の強化等によりまして、そういう準備を進めておるわけでありまます。同時に安定の面におきましては、産油国からの供給停止その他の一時的な混乱等も考へまして、わが国といたしまして、緊急備蓄というふうなことも真剣に考へていかなければならぬと思ひます。備蓄にも關連いたしまして、わが国の開発につきましましては、海外諸外国において開発すると同時に、わが国周辺の大

陸だなおける開発の意義も、また大きくなつてきたのではないかと考へます。

以上のようなことが、当面石油政策の一番重要な問題だと考へておりまます。

○広瀬(秀)委員 そこで、特に安定供給という面では、石油の埋蔵されている地帯、一番手つとり早いのは中東だということ、アラビア石油はこれに山下太郎さんが一応成功したわけですね。いま、その石油資源の開発を日本の企業で進めておる。そういう立場に立つて、石油が一体どこにあるのかというところを探査をし、そして試掘をし、日本の資源として海外において確保をして、まさに安定供給の要請にこたえられる、こういうことは

非常に大事なことだということ、だれしも異論のないところなんです。そういうところに非常に目を向けて、四十一年あたりからたくさん日本の企業が海外石油探査開発をやっている。これは調査室のほうから提出された資料ですが、数えてみますと、二十四の企業があるわけですね。イラン石油、合同石油、エジプト石油、アラビア石油、カタール、コンゴ、アブダビ、中東石油、東南アジア石油開発、北スマトラ、以下ずっとあるわけなんです。その中で、こういうようにたくさん個別企業がみなやっているわけですね。百億をこえているのはかなりあるわけなんです。十億をこえているのはかなりあるわけなんです。また二億とか四億とかいうような十億未満の企業も四つくらいあるのですね。そういうようなものがひしめき合っていて、個別企業として、探査の仕事というのは非常に資金が大量にかかるといって、きわめてリスクな企業である。こういうようなことでありながら、こういう個別企業——これはこの中身一つ一つ、私も専門家でないのでよく知らないのだけれども、こういう程度のことでは、自主開発、安定供給という大きな国家的目標としては、あまりにも無秩序、あまりにも規模も小さい。そして横の連絡、縦の連絡というもののない企業の形でこういう仕事をやっているということについて、非常に疑問を持つわけなんです。詳しいことはわれわれはわからない。こういうことではいいのかもしれない。これで十分石油の安定供給——しかもおそろく二十一世紀になれば原子力エネルギーが相当いまの石油にとってかわるようなことになるかもしれないけれども、少なくとも二十世紀後半、七〇年代から八〇年、九〇年というこの年代においては、まだまだ石油の占める地位というものはおそろく変わらぬだろう。いまの日本の場合でも、総エネルギー、一次エネルギーの中で約七〇%だということは、まあわずかに何%かぐらいは原子力エネルギーの開発によって減退するかもしれない。しかし、その程度だろうということが

いわれているわけですね。そういう場合に、こういういまの形でいいのかわからない、これについての見解というものを、そしてまた、こういうものをどうしていくの、いかま、指導性、政策というものを、お聞きをいたしておきたい、このように思っています。

○飯塚政府委員 従来石油開発につきましては、リスクの分散という点を考えまして、プロジェクトごとに個別会社が設立されておいた例が非常に多いわけですが、そのために、先生御指摘のように三十近くの会社がひしめき合っているような状況になってきているわけですが、また資本金等につきましても、予想外に少ないということがあるわけですが、これは確かに、危険分散という点から考えますと、一つのいままでの石油開発企業のあり方であったかと思えますけれども、ただその裏に、悪く申しますと若干危険をおかして一獲千金を夢みるという感じが、感じもなきにしろあらずという感じが、感じもいたします。今後長期的にわが国の石油を大量に開発し、確保するという点から考えますと、現在の開発会社のあり方については、反省すべき点が多分に多いと私も考えておる次第でございます。何と申しましても、規模の大きい会社で、間の技術的な陣容その他につきましても、必ずしも十分と考えているわけではございません。そこで、いまごいます会社につきましても、それから今後開発に乗り出していく会社につきましても、できるだけ一体化の推進ということをはかっているというふうなことをお聞きしたいと思います。

現在そういう機運はかなり顕著に出てきておりまして、たとえば昨年の暮れからことしに入りまして、三菱石油開発という三菱系のグループの一つの石油開発の統括会社的なものができ上がりました。これが中心になって、従来から三菱系の各社の統括的な機能を果たしながら開発に当

たっていくというふうなこともありまして、それから電力、鉄鋼等が出資をしてくつております会社から従来幾つかあったわけですが、これも海外石油開発株式会社ということで、統括会社の機能を営むということで、すでに発足を見ておる次第でございます。私も、こういう各社の総合化、統括化の機運をできる限り助長しながら、わが国の石油開発企業の内容の充実と規模の拡大に努めてまいりたいというふうに考えております。

○広瀬(秀)委員 イタリアあるいはフランス、西ドイツ、それぞれにやはり、これは日本ほどではないけれども、石油源は、フランスなどはほとんど日本と同じような八%、ドイツあるいはイタリアなどは日本よりも三%とか六%くらいは国内で産出するというようなことがあるけれども、そういうところでも、たとえばイタリアではENIという国営企業を充足させてやっております。あるいはフランスではERAPですか、こういうものがつくられて、本格的な国策としての石油資源とまっ正面から真剣に取り組んでいる姿が見られるし、あるいはまたドイツにおいてはデミネックスですか、これは民間八企業統合して強力な企業体をつくった、こういうような例があるわけですね。日本でも幾らかそういう方向に向いてきて、三菱石油が、ということも新聞などにも報道されておるわけだけれども、そしてそういう方向に進みたい、こういう気持ちの表明はされるんですが、具体的にどういう施策を通じて——たとえば石油公団というものができた。それで、いままで個別の民間企業にただ投資をしておる、あるいは機械を貸与してやる、探査についての調査をお手伝いをしてやる、地質調査なども国内の資源開発という面では調査をしてやるといふようなことをやってきました。ただ、個別企業に対するおすかばの援助、こういうようなことであります。

今度業務の範囲を拡大して、可燃性ガスというもの、これは公害とも関連して、サルファのないう、空気を汚染しないエネルギーとして新しく見

直されてきたということで、それも今度公団法の融資対象に繰り込もうというふうなことになる。あるいは地質調査なども自前でやるというふうなこともして、業務内容を拡大している。こういうようなことにはなっているけれども、これはやはりいままでの石油政策の場当たり主義という、きわめてばりばりの立場というものの延長線上の問題であって、ENIとかERAPとかいうような形で強力な資源確保の体制というものを、つくったという諸国と比べてみたら、まことに貧弱であって、これはまことに取るに足らない、問題にならない、こういうようなものではないかと私も見るわけなんです。具体的にどういう形で今後の石油資源の安定確保という問題を——開発の期限において、その備蓄の安定性という問題では備蓄の問題もあるということも、当然これはあとから問題にしますけれども、そういうものを一応抜きにして、資源確保、開発、こういうような問題の中で一番その問題なんです。そしてこれは六〇年代と七〇年代における可採年数の問題とも非常に関係があると思うのですが、そして需要量とともども増大をして、先ほどあなたが数字を示されたように、六〇年代では六億五千万トンから七億二千万トンというふうな状況になる、こういうことではありますから、こういう見通しの上に立つて、いま石油公団法の改正なりあるいは石炭特会法の改正なりというものが、そういうものを踏まえた上での構想であるとは、どうもわれわれ腹に落ちかねるものをどうしても感ずるわけなんです。

したがって、そういう点について、具体的にどういうような方向を目指して、そういうたとえばENIにあるいはERAPのような国家的なもの、あるいは民間企業を強力に結集するような指導性を発揮して、そういうデミネックス的なものにいくのか、こういう問題についても明らかに、今度の特会法の改正でも、あるいは石油開発公団

法の改正も、ほんとうにそういう新しい状況を踏まえた上での抜本的な改善だというようには受け取れないんだね。だから、その辺のところはどうか今後指導し、どういう構想でいられるのか。いまのままでは私もどうにもならぬじゃないかと思うわけなんです、その辺のところはどうなんですか。

○飯塚政府委員 ENI、ERAP等の国策会社によります石油の開発というのは、非常に明確な形で国家意識があらわれておるわけでございまして、わが国の場合におきましては、やはり石油に限らず、ほかの産業についても同じでございませうけれども、民間のバイタリティーというものがこれらの国に比べてかなり強いように考えられるわけでございまして、こういう民間のバイタリティーをできる限り活用し、助長しながら、石油開発の目的達成に向かって進んでいくべきじゃないかというのが従来の姿勢でございましたが、こういう姿勢については、今後においても続けていく必要があるかというふうに私も考えている次第でございまして。ただ、御指摘のように、いまのままそのままだといて将来のわが国の必要とする原油の確保に十分であるかどうかという点については、私も十分検討する必要があるわけでございまして。昨年の十二月に、エネルギー調査会の石油部会におきまして、この点について指摘がございました。わが国の民間企業の開発体制のあり方の問題、それからわが国におきましては精製と開発とが分離されて経営されている状態でございまして、そういう状態をそのまま続けておいていいかどうか、それから民族系の石油精製企業がいまのままの姿でいいか、今後これを集約化し、もっと強力なものにする必要があるのじゃないか等々につきまして指摘をされておるわけでございまして、私もこれら点はいずれも非常に重要な点だと考えておりますので、今後積極的にこれら問題について詰めていく必要があると考えておる次第でございまして。

なお、民間のバイタリティーを中心としたしな

ら、これに對しまして石油開発公団が資金面、技術面その他の面で積極的にお手伝いをしていくということは、必要だと思ひます。特にわが国の場合には、技術の面でほかの先進石油開発国におくれをとつておる状態でございます。技術者の確保の問題と、それから物理探査その他の技術の向上につきましては、特にこれから力を入れていく必要があるというふうに考えておるわけでございまして、この点につきましては、四十七年度予算におきまして、石油開発公団の中に技術センターというものを設置いたしまして、外国の技術の導入とか、外人の技術者を招聘してその指導を仰ぐ、そういったようなことを通じまして、技術者の育成並びにわが国の物理探査の解析等の技術の向上に主要な成果があるように措置したいというふうに考えておる次第でございまして。

○飯塚政府委員 現在までの、六三年から六七年

におきます実績だけをとりますと、幸いにしてわが国の成功率というのはかなり高いものになっておりますが、現在のところ成功率は約一割で、これはメジャー等の成功率から見ても高い。しかしながら、わが国の技術、それから情報収集力がメジャーにまさっているというところは、絶対あり得ないというふうに私も考えておりました。これはごく短期間の実績だけをとつてたまたまこゝろなつたというふうに考えております。確かにまだ技術力、情報収集力について努力しなければいかぬというふうに考えております。

○飯塚政府委員 成功率は比較的高いということのようでありまして、この成功率という中で、何件、何カ所をやつて、そのうち試掘に成功した、そしてそこから原油が噴出した、こういうことであるかと思ひます。それはその原油が、成功をおさめて、自主開発資源として、日本の資源として国内に持つてこれる、こういうことにならなければならぬし、しかもそのことによつてやはりいわゆる輸入の中、ことばがどういふふうに使つたら正確なのかわからぬけれども、アラビア石油が入つてきた。これは日本の資本が、日本の企業が成功して、それを自主開発によつて資源が獲得された。そういう面で、これはかなり成功をおさめた例なんだけれども、なるほど試掘は何カ所行なつて、何カ所成功したからということであつて、それが現実にはどれだけの量があり、そして現実に国内に自主的資源として供給されてくる、こういうようなことを含めて成功率が高いということができるのかどうか。したがつて、外国資本あるいはメジャー、あるいは最近ではOPPC諸国も言つておるようでありまして、そういうことではなしに、日本が開発した資源を日本が持つてくる、そういう比率というものは、いままでのところではアラビア石油のわずかの量、これがどのくらい、何%になつて、こういう形で探査をやつて、試掘をやつて、そして成功したということによつて、そのシェアがどの程度高まつておるのか、こういう点から見たらどうですか。

○飯塚政府委員 最近、日本が海外において原油開発に乗り出して、最も成功の著しいものはアラビア石油でございまして、アラビア石油は、現在のところ、わが国の原油の総輸入量の約一〇%を占めております。そのほかのプロジェクトにつきましては、成功確実と見られるものが幾つかあるわけでございまして、たとえて申し上げますと、アラビア石油、これは試掘に成功いたしました。本年の夏から原油が輸入される見通しでございます。最盛期には、おそらく年間に入つてくるのは五百万キロリットルぐらいが入つてくるのではないかと考えております。これはあるいは二年ぐらゐ先になるかと思ひます。それからもう一つは、インドネシアにおきまして、インドネシア石油資源開発という会社が成功いたしまして、これも本年の末ごろには原油が輸入されてくる。このほうはやはり五、六百万キロ、平常の商業ベースで考えますと、その程度の原油が年間に輸入されることになるわけでございまして。いずれにいたしましても、まだ現在までのところ、アラビア石油を除きまして、成功は見えておりますものの、その規模はさして大きいものではないというのが実情でございまして。

○飯塚政府委員 ですから、私はむしろそのことを問題にするのであつて、先ほどのそういう量を、そして日本のその一割というの、一体どういう一割なのかということ、非常に高い高いと言ひけれども、まずはつきりさせておいていただきたいのです。

○飯塚政府委員 試掘をいたしまして、その試掘段階において油が当たった率を申し上げておる次第であります。ですから、一割というの、これは日本に輸入し得る量とは関係がございせん。日本の会社が海外において井戸を何本か試掘で掘りまして、そのうち当初当たったものが一割見当であるということをおし上げたわけでございます。

○広瀬(秀)委員 そういふ点では、なるほど成功率というのがそういう単純な意味では高いということがいわれるだろうけれども、しかし、その成功によってどれだけの埋蔵量の非常に有望なものが掘り当たったか。ただ油が出たというだけで、どれだけの油があるかわからない。ほんのちよつぱり、一年か二年やったらもうなくなってしまうというところでは、成功率、質が実質的に高いとは必ずしも言えないのじゃないか。そういうような問題を含めてやはり考えなければならぬだろうということだけ指摘しておきたいと思うわけだ。

それで、今度の特別会計の歳出の中で、石油開発公団関係が総額の中で大体九四％くらいなわけですね。したがって、石油政策、この会計法の歳出の中で九四％も占めておるといふことですから、やはりこの石油勘定については、石油開発公団に対するわれわれの審議も大部分そこに集中しなければならぬ当然の問題点を含んでいると思うわけなんです。四十二年に設置をされてからどれくらい投資をし、仕事をし、成果をあげてきたのか。石油開発公団の仕事と成果というもののついて、どのように通産省は把握されておるのか、この点を伺っておきたいと思ひます。

○飯塚政府委員 四十二年度に設立されましたから毎年の公団の投資額を簡単に申し上げますと、四十二年度はまだ発足当初でございますから八億円でございまして、四十三年度五十一億、四十四年度六十七億、四十五年度百七億でございます。四十六年度は二百十五億円の投資額でございます。

○広瀬(秀)委員 投資額の四十二年から四十六年に至る総額は、一体幾らなのか。それから探鉱及び採取に必要な資金の償還に対する保証額は、幾らだったのか。それから探鉱のために貸し付ける機械の取得額、あるいは技術指導、地質構造調査、それらに四十二年以降四十六年度までにどれだけの金を使っておるのか、これをお聞きしたかったわけだ。

○飯塚政府委員 四十二年度から四十六年度末におきます公団の投資額の総計は四百四十八億円ばかりであります。債務保証——民間企業が開発をやりますのに対して公団が債務保証をするわけでございますが、債務保証額は、トータルで二百六十億でございます。機械取得費は四十五億円でございまして、地質構造調査につきましては、これは国の委託を受けて実施しておりますけれども、その分は三十六億円でございまして、

○広瀬(秀)委員 そうすると、やはり四十二年度—四十六年度間に約八百億に近い金を使っておるわけですね。それで探鉱、そして試掘の成功—一〇％ということですが、投資額あるいはその他、債務保証をしたり、あるいは機械を貸し付けたり、調査を手伝つたりというようになことによって、具体的に幾つ試掘に成功をして、その試掘の成功によってどれくらい原油の自主供給というか、資源の自主的な確保が将来に向かって確保されたのか。開発量として、新しい資源の開発、石油の開発として、どのくらいこれで自主確保の石油がふえたのか。こういうことが私は成果だろうと思うのですが、その成果をひとつ数字で示していただきたい、こういうふうに思ひます。

○飯塚政府委員 石油公団が探鉱に対して投資をいたしまして成功したものは、先ほど申しましたインドネシア石油資源開発とアブダビ石油の二社でございます。この分につきましては、年間で両方合わせますと約一千万ないし一千万程度の原油が開発され、日本に持つてくる可能性が出てきたということでありまして、そのほかのプロジェクトにつきましては、かなり成功の見通しが高いというものは現在わかつておりますのは三つばかりでございますけれども、それは中東においてやっております合同石油開発、それからカタール石油、それからアフリカにおいてやっておりますザイル石油開発、この三つにつきましては、試掘が一本ないし二本成功を見ておるわけでございます。これらの分については、さらに試掘を続け、埋蔵量の確認をやりまして開発に移行できる

のではないかと、いふうに期待されておるわけでありまして、ただ、これが生産段階に入りましてどのくらい量の原油が確保されるかということにつきましましては、もう少し試掘の状況を見ないとわからない状態でございます。

○広瀬(秀)委員 そこで先ほどから申し上げておるように、輸入依存率が九九％である。これをこいういうような形で、現在までのところまだ量的にはわからないというのですから、これから私が聞こうとすることも当然わからないんだけれども、その輸入依存率九九％を少なくとも六〇％台くらいに、あるいは七〇％くらいまで落としたい。すなわち自主開発資源というものを三〇％くらいにしたいのだというところを総合エネルギー調査会でも答申を出しておられるわけですね。そしてまた財政制度審議会などもそういう趣旨のことも言っておられるということで、三〇％ぐらいはそういうものでまかないたい、輸入依存度を減らしたい、こういうことを目標にしていると思うのですが、それに間違いはないのですか。

○飯塚政府委員 エネルギー調査会石油部会の中問答申におきまして、昭和六十年時点において、わが国の原油輸入量の三割程度を自主開発によつてまかなつていくべきであるといふふうにいわれております。この三割の自主開発の本身でございますが、従来、自主開発というのは、日本の企業が単独で海外に出て行って独力で開発をするといふもの、非常に狭い意味に考えられておったわけでございますが、これはエネルギー調査会の議論の場におきましても、今後自主開発というのは、そういう狭いものに限定する必要はない。日本の企業が外資との提携あるいは産油国等々と提携しながら開発に当たるものも自主開発だといふふうには、当然考えていいのじゃないか。と申しますのは、原油の量の安定確保にも役立つし、それから価格についても日本側の企業が発言権を持つていける。やはり自主開発であるといふふうには考えるべきであるといふことで、そういうふうな多

角的な供給開発手段をあわせて講ずることによりまして、三割という——正確に三割にいくかどうかは疑問でありますけれども、それに近いような量の確保に近づいていけるのではないかと、いふうに考えております。

○広瀬(秀)委員 午前中はこの一問でやめますけれども、はたしてそういう——それに近づいていけるという答えはあったんだけれども、なるほど自主開発の範疇というものもかなり広がっていいだろう。融資開発というふうなこともあるだろうし、あるいは資本提携を向こうの国との間にやるというふうなこともあるだろうし、あるいは生産分与方式ですか、プロダクトシェアというふうな方式もいろいろある。そういうもので非常に多様化してもよろしいということですね。それは私もそういう弾力性を持つて当然いい。日本の資本でも何かやるといふことになりまして、また、相手の民族主義を非常に必要にあらわして反目的にさせるということもあるから、そういう問題についてはこれは弾力性を持つて当然いいことではありますけれども、はたしてほんとうに現在のようない体制でそこまで行けるだろうかという点については、まあ大きな疑問をわれわれは留保せざるを得ないのです。皆さんの場合でも、それならば、ほんとうの意味でのナショナルイズムに触れない範囲で自主開発、日本の資本で日本がそこに持つていく中で話し合いをして、その鉱区を獲得し、鉱業権を獲得し、そこで探鉱し、試掘して、成功するといふことで、そのまま国内に持つてこれらというふうな場合で大体どれくらい、あるいは融資開発でどれくらい、あるいはプロダクトシェアでどれくらいというふうな、そういうふうなことを配分して、その総計が三〇％に至るような、そういうところまではまだ計画というのか、方針というのか、そういうものは立っていないわけですね。

○飯塚政府委員 そこまではまだ計画ができてお

りません。

○廣瀬(秀)委員 残余の質問はあとに保留しまして、これで午前中の質問は終わります。

○齋藤委員長 本会議散会後直ちに再開することとしたし、この際、暫時休憩いたします。

午後零時五分休憩

午後三時十七分開議

○齋藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。廣瀬秀吉君。

○廣瀬(秀)委員 午前の質問に対して答弁の準備ができたらひとつ答えていただいて、そのあと通産大臣への質問に入りたいと思います。

○大倉政府委員 午前中廣瀬委員からお尋ねのございました点答弁させていただきます。

特別会計に期限を付しているのは幾つあるかというお尋ねでございましたが、特別会計法そのもので特別会計の存続期限をきめておりますのは、従来からございまして石炭対策特別会計、また現在改正をお願いいたしております改正後の石炭・石油対策特別会計一本でございます。ただ、実質的にある意味で期限を付して事業をやっておりますのは、たとえば道路整備特別会計は道路緊急措置法で予定する事業を整理するためにつくられた特別会計でございますので、緊急措置法に期限があるという意味で特会そのものにも実質的には期限があるというふうに御了解をいただきたいと思っております。

○廣瀬(秀)委員 わかりました。

それで通産大臣、忙しい時間おおいでになっていただまして、限られた時間でございまして、田中通産大臣にお尋ねをいたしたのであります。午前中ずっと質疑をいたしてまいりました。きょう本会議で石油開発公団法の改正案が通過したわけであります。この委員会でもちようどいま石炭・石油特別会計法、従来の石炭特会に石油勘定を新しく設けてやうという新しい時代

を迎えておるわけなんです。午前中審議官にいろいろ伺ったわけでありますが、大臣の御見解あるいはまた御構想とかどうかそういうものについて伺いたい点は、御承知のように、日本の石油資源は国産の占めるシェアというものはほとんどもうなきにひとしいと言っている、九九％輸入に依存をする。しかもそのうち九〇％が中東石油である。そういうように輸入先も過度に一地域に集中しているというふうなことで、ナショナルセキユリティーの問題からいいますと非常に問題だし、さらに石油をめぐり国際情勢の変化、特にOPEC諸国の団結の強化による国際石油資本、メジャーとの交渉力の強化、こういうことで価格引き上げ、産油国の生活水準向上というふうなものに根ざしたそういう要求が強く出されている。将来の国際情勢も平和であることにはこれ以上の望みはないわけでありまして、必ずしも平和でばかりあり得ないというふうなこともろもろの問題を考へて、われわれはいま安定供給と価格の低廉という、石油政策における二大目標だと思っておりますが、そういう問題、それから全く石油資源が国内にないという実情、さらに先ほど申し上げたようなものもろもろの事情というのを考へて、いまこの石油資源問題というのには非常に大事な段階、重大な段階に來ている、このように考へるわけであります。一方、日本の石油関係の企業を見ますと、いわゆる強力な総合一貫企業というふうなものがない。開発は開発で二十八もばらばらに弱い資本力であつてほうだいに個別企業としてやっている。まあ若干三菱石油あたりが統合強化の方向というものの芽は出ていっているけれども、二十八もいまあつちこつちもうそれぞれの独自の立場でやっている、こういうふうな状況になっておる。主として精製あるいは販売、こういうふうな一貫した企業というものになつてないというところにやはり大きな問題点があるのだらうと思つて。そういう問題点を一体どうするのか、さらにこの自主開発をいまのような野放しの状態でいいのかどうか、さらに備蓄の問題等についても、これは備蓄が多ければ多いほどいいにきまつていられるけれども、経済計算ベースとしては、採算ベースとしてはなかなか困難なところであるというふうな問題などがある。こういうものもろもろの問題点を考へる、あるいはまた資源獲得の分散というふうなことなども考へるとなると、いまのこの企業体制でいいのかどうか、これについて通産省としては、石油資源をナショナルセキユリティーの観点に立つて、安定供給及び価格の低廉という二大目標に沿うために、一体どのようにこの石油企業というものを保持していこうとするのか、このことについての通産大臣の御見解をこの際お聞きいたしておきたいと思つて。

○田中政府大臣 石油は昨年二億二千万キロリットルも消費をしたわけでございまして、五十年には約三億キロリットル、六十年には七億キロリットルというふうな数字が予測されておりますが、私はいまのままの状態が続けば七億キロリットルでは済まないと思つて。これが十億キロリットルに近くなるんじゃないかというふうにも考へられるわけでございます。アメリカの石油資本に比べれば、日本全体を合せてもアメリカの一社にも満たないというふうな状態でございまして、石油の開発というのに対しては抜本的な検討を続けなければならぬ事態であることは事実でございます。

さて、西ドイツのような形態をとるかアメリカ的な形態をとるか、フランス、イタリア的な形態をとるか、日本のような状態でいいのかというところでございまして、いまの段階において、公団法の改正案を提出しておりますが、現時点においては公団の事業を拡大をし、公団の資金量その他を拡充することによつてやうていこうという当面の体制であることは事実でございます。私は、先進工業諸国でもいろいろな関係がございまして、また歴史もありますので各種の体制をとっておりますが、日本は必ずしも国営にしなければならぬというふうには考へておりません。西ドイツに近いものというところで、いまの石

油公団を拡充していくことによつて西ドイツに近いものという感じでございます。民間のエネルギーを主体にしながらリスクの多い探鉱、試掘というふうなものに対しては国がやらなくても国が主体の公団が責任を持ってやるといふことがあつた、いまの段階においては理想的——理想的ではないが、こういう制度のほうが日本に向く制度であらうというふうに考へております。まあメジャーとの問題もあります、OPEC諸国との合併企業という問題もありますから、石油精製まで一貫してやらなければならぬという視点もございまして、いずれにしても現時点においてはいまの制度を拡充し理想的なものにする、こういうことでいま政府は進んでおるわけでございまして。

それから、輸入先の多様化その他がございまして、これはもう当然でございまして、その意味でシベリアの開発の問題とか、日本の近海の大油田な資源の開発とか、また、かつてはカナダやアラスカの石油の開発ということも考へておりましたし、いまペルーからも持ち込まれております。いろいろの問題がございまして、まあ中近東からだけで九〇％以上も搬入し、その九〇％がマラッカを通るのだというところは望ましい姿ではないということは事実でございます。

また四十五日の備蓄というのは六十日にしたい。六十日というときには、もうヨーロッパ諸国では九十日にしようという態勢にございまして、外貨の状態、いろいろな状態を勘案しながら、絶えず現状に改良を加えていくという姿勢でございまして。

○廣瀬(秀)委員 大体通産大臣のお考えが明らかになつたわけでございます。イタリアにはENIという巨大な国家資本をバックにした国営石油開発企業ができていますし、フランスではやはりERAPができています。これも国営企業である。ドイツではなるほどおっしゃる通りに民間企業八社を統合してきわめてリスクの多い開発事業などについてさらに強力な体制をとりつつある。日本の場合に、当分石油の需要というものは、先ほどおつ

しゃつたように、もう六十年の段階で七億キロリットルをおそらくこえるのじゃないか。こういう需要の見通しであるということになった場合に、なるほど今回の石油開発公団法の業務内容を拡充をする、可燃性天然ガスというふうなものにも広げる、あるいは自力で調査もやろう、地質調査などをやるというところもあり、またそのスタッフも充実させようというふうな改正が行なわれる。通産大臣の御意見だと国営的なものには持つていかないほうがいいのではないかと、日本のとしてはまあ西ドイツのデミニネックスのような形態を考へるといふのですが、当面はとにかく石油開発公団というものを中心にやっていきたいのだ、こういう御意見なんです、四十二年から四十六年までの間に石油開発公団が投資した資源開発の投資額はわずか四百四十八億程度だ、その他のるんな債務保証あるいは機械の耐用、その機械の取得費あるいは地質構造調査費、これは国の委託を受けてやる分でありまして、そんなものを全部集めても八百億に足りないわけですね。一年にならば数百億というふうな二百億にもならぬようなところである。こういうふうなことは、先ほど大臣が言われたような目標というものはなかなか達成されないのではないかと。特に自主開発の原油のシェアを三〇％くらいまでに持つていきたい、これはもちろん日本の資本だけで海外において探鉱をし、成功をして輸入でき、原油が日本に入ってくる、そういうものだけでなく、融資開発方式であるとか、いろいろな開発方式の多様化というものもあるけれども、そこまではやりたくないという目標を、総合エネルギー調査会の石油部会の方針も出されている。財政制度審議会などでも、この資源対策というものについては非常に重視して、三〇％程度にまで六十年あたりには持つていくべきだといふことがいわれているわけですね。そういうふうな石油開発公団の機構なり運営なり、それから国の出資等が裏づけになるわけけれども、資金力、こういうふうなものので一体可能なのかどうかという心配が

非常にあるわけですね。もう石油開発公団オンリーでやるんだということでは、とうていなかなかいかなひだらう。

さらにその上にばらばらに、探鉱をやっている企業が二十八もありまして。これは四十一年以降、雨後のタケノコのようにたくさんできたけれども、これぞと思う百億以上の資本でやっているなんというのはいくつかない。十億足らずのものが六つもあるというふうな状況でやっているわけですね。各個ばらばらに、こんな体制で一体どういふところまでいけるんだらうかという非常に深刻な疑問を、われわれは抱かざるを得ないわけなんです。そういう点で、ドイツのデミニネックス的なものなども十分参考にして、そういうものも同時にやるという、こういう二つの考え方、これが中心であるわけですね。石油開発公団をもっと強化をしていくということ、それから民間企業に何らかの政府の強力な指導方針を打ち込んで、そういうデミニネックス的な方向にいくという、こういう二本立てでやっていくのが日本の第一番いいんだらう、こういうお考えでございませうか。

○田中事務大臣 いまなかなかさだかに結論を出せないんです。なぜかといふと、もう石油の問題に対しては、非常に長いこと国会でも議論をせられております。石油とか地下資源というものは千三つというのをよくいわれておりまして、千探鉱して三つ当たればいいんだというふうなことで、そのような特殊なものに対して膨大なない資本を投入しなければならぬ日本の特殊事情から考へて、探鉱、探鉱はすべて国の資金でやるべきである、こういうことが十五年、二十年前から国会で議論されて、その結果、石油資源開発法が議員立法で行なわれたわけでありまして、石油資源開発法が議員立法で行なわれてから、すでに十五年から二十年の歳月を経ているわけでありまして、二十五、六年から議論をして、議員立法が行なわれたのは三十年か三十二年だと思ひます。そういう意味からいいますと、その当時でも財政当局なかなかきつ立場でありました。同時に、この石油

資源開発会社が現在の石油公団法に改組されるまでは、長い歴史を持つたわけでありまして。これは成功の払いのことじやなくて、年々歳々小さいもののバランスをとらなければいけないということ、あたら獲得したところの権利をアメリカに売って石油公団に返さなきゃならないという状態を続けておいて、こんなことで一体エネルギー政策ができるのかということ、各党に総合エネルギー対策の調査会、委員会ができて、今日に至つておるわけでありまして。

ですから、非常に長い石油資源開発の歴史から見ますと、石油公団に乗り移ることができた、それは皆さんの御発言があったからだと思ひます。そしてその後、今日また第三の段階として、公団の拡充ということがいわれているわけでありまして。しかし、きよう石油開発公団法の改正案を最後に上げるときには、当然なかつた、失敗をした会社の出資金を相殺するのはかまわぬが、融資に対するものは一体どうするんだ。これは現実的に担保を徴求しておりますから返還を求めます、こう答弁をして通していただいたわけであり

いまの状態から考へて、やはり石油資源の探鉱、探鉱というもののについて、国が責任を負うというふうな社会的な情勢が、まだ理解が求められないというところで今日に至つておるわけでありまして、いまのあなたのような将来展望に立つた、日本の経済全体を左右するものでありますから、そういう意味で新しい機構というものにだんだん拡充しなければならぬといふことは、これは経済ベースの問題では、もう通産省では十分の結論を持つておるわけでありまして、しかし、時の推移に待たねばならぬと整備をしていく、そして日本に一番好ましい制度を確立していく、ということ以外にはないと思ひます。長期計画から見ますと、三倍、五倍くらいスピードで石油の消費量が伸びてきたわけでございますので、今日の段階で私自身の個人的思想では、探鉱探鉱は全部国が行なうべきである、こういう考えなんです。私は

長いこと、議員立法当時からそういう答弁をしておるわけでありまして、そういう思想でございますが、しかしやはり時の推移といふものと国家的利益といふものを考へながら結論が出さるべきものだ。現時点においては、公団法の改正案や特別会計法の改正を御審議いただいておりますので、この制度の改正によって万遺憾なきを期してまいりますというところで御理解をいただきたい。

○広瀬(秀)委員 この日本の石油企業といふものは非常に外資系の割合が多いといふか、外資系が多い。しかもかなりのパーセンテージ、ファイブ・ファイブ・ファイブといふところまで含めて、四十何％といふものはざらにある。こういうふうなことで、非常に外資系のものが入つておる。狭い意味でのナショナルリズムをいうのではないけれども、しかも開発部門は全然持たないといふ、そして精製と販売だけやるといふ形になっておる。どうしてもメジャーといわれる国際石油資本といふものとほんとうに太刀打ちできるような立場にない。世界二番目の石油消費国だといわれながら、先ほど冒頭に申し上げたような事情からいってそういう形になっている。そういう国際石油資本と太刀打ちできるような総合一貫企業といふものを育成するかといふことは、いま非常に重要な一つのポイントだと思ひます。きようはあまり時間もないので、あと佐藤君がどうしても通産大臣に伺いたいといふことがあるものから、その時間を残さなければならぬのであれなんです、そういう国際石油資本と互角に太刀打ちできるような企業をどういふ形で指導してつくり上げていくかといふ問題については、具体的な構想といふものはお持ちでございませうか。

○田中事務大臣 あなたと大体方向は似ておるのです。しかし、最終的にすべて精製から何から全部国有にしないかといふことであれば、これは違ひますけれども、これは石油といふものが普通の国では、普通の商品というよりも国家安全保障委員会の議題になるといふような有力な物資であるといふことで、これは非常に明確な組織が立て

られておるわけでございます。ところが、日本においては経済ベース、コモディシャルベースで議論されてきた戦後でございますので、いままで確たる組織や方向というものが明らかにされておらない。事態の推移によってだんだんと固まってきたというところであります。これは石油会社が戦前は特殊会社であったという事実、それから戦後石油資源開発会社をつくらなければならぬという事実、石油公団に発展的に改組しなければならぬという事実、石油公団にすべての議論を拡大をして政府会社と同じような、公団公社と同じような権限を構成上は与えなければならぬという事実、こういうことでだんだんと時代に合う状態に整備されてきておりますので、いまの状態においては一つ当たたら全部返すというようなコモディシャルベースで考えられるものではなく、長期的な見通しでやはり大きな計算の中で、会計の中で処理されるべきものだ、こういうふうには考えております。考えておりますが、それは石油資源開発会社をつくったころよりもいまの公団法の改正案は、今昔の感にたえないと思うくらい進歩しておりますから、そういう意味ではやはり日本人というのは時代にちゃんと対応できるようにします。いまこれを二十八社全部統合するといつてもたいへんな問題でありますし、四十五日を六十日にするといつても問題があるわけですし、これは二カ月、三カ月の準備を持つという場合には、年間二・五%ないし三%上がるというOPECの要求よりも利息のほうが非常に大きくなるというふうなことで、なかなか結論が出ないようでありますから、大蔵省でも当然検討しておると思っております。通産省では現に研究しておりますが、私もいろいろ提案をしておるわけでございますから、このたびは石油開発公団法とそれから特別会計法で遺憾なきを期してまいりますというところで御理解をいただきたい。

そして、これから来年度の予算編成というふうなときになるまでには結論も出さなければならなりませんし、この国会中にもう一つ法律をお願いしようと思っております。これは、この委員会にかかる法律でございます。これは第二外為会計法で、大蔵大臣ときようも閣議でもって問題が出ております。これはこのままにしておいたならばというところで、それ以外に方法はない。実際において現地ででもって鉱石も何も引き取るものが九〇%しか引き取れないでトラブルを起こしておる。それをいずれにしても引き取らなければならぬ。当然来年、再来年には必要なのでありますから、そういう三億五千万ドルとか五億ドルとかいうようなものではなく、これはもうまるが一つ多くなるといふときには、やはり国会の審議を求めなければいかぬ。この国会で御審議いただくということを考えておるわけですから、そういうことも合わせて考えていただいて、石油に対しては確言はできない、それはそうでしょう、いまここでこの法律案を最上でございますといつて御審議をいただいております。それよりもいい方法があります。などというものを申し上げられるわけはあります。ですから、ひとつ事態の推移に対応して遺憾なき制度の確立をはかってまいりますということ、御了解を賜りたいと思っております。

○広瀬(義)委員 いま最後の大臣の答弁で、今回は私のほうも引き下がっておりますが、今年はこの特会法に石油勘定が新設される、石油公団法の一部改正も行なわれる、そしてパイプライン法もできる。さらに第二外為法ということもいま構想を話されたわけですから、そういうことからいけば、田中通産大臣は次の総理と目されておるわけであるけれども、そういう点でこれだけのものを出したけれども、その中身を逐一検討しますと、九〇%が外国産に依存する、輸入に依存する。しかも供給源は九〇%は中東だというふうなことで、ずっとそういうことになってしまっている。それはやはり手の打ち方がなまぬるかった。ほとんど石油政策らしいものは持たない。ただ買いたいところから買ってくるというだけのこと、ほったらかしにした。そういうことが今日の石油問題を深刻な問題にしておる大きな原因だと思ふ。そういう点では非常に優秀なアイデアを次々に出される田中さんだから、そういう意味では今度出されたけれども、そして一歩前進ではあるけれども、そういう評価をわれわれはするけれども、いままでの延長路線をちよつと変えた程度のものである。抜本的な改善というものには当たらないものである。だから、そういう点では、この石油資源問題の国家的重大性にかんがみて、やはり抜本的な飛躍的な改善をはかられて、国民に石油エネルギーが安定的に低廉な価格でナショナルセキユリティーを含めて心配のない状態にするために、ひとつ抜本的に十分検討していただきたいということを要望しまして、私の質問を終わっておきたいと思ふ。

○佐藤(親)委員 いま広瀬委員のほうから大体の方向については討議があつたわけなんです、二点にわたつて、そのレールの上に乗って具体的に伺ひたいのです。一つは、きのうこの委員会でも議論をしたのですけれども、いわゆるOPECとの直取引、これはやはり将来日本としても考えていかなければいけない問題じゃないか。おとといの日経新聞の報道と、きのう論議した点ではだいぶうしろ向きなんですけれども、やはり今後は直取引の問題、それから中近東との技術開発の問題その他々々を含めて、総合的な包括的な条約というものを結ぶ必要があるんじゃないか。つまりメジャーを通さないうで日本に石油を入れるというふうな考え方は必要なのじゃないかと思うのですが、その点どうですか。

○田中(親)大臣 いま御指摘のように、OPECとの問題は避けがたい問題である、こう思っています。これは産油国はそれなりの希望を持っております。いままでも、産油国としては原油だけではなく、これらの精製工場を現地につくるべし、石油化学工場もつくるべしということ、私も七月に就任以後、相当大規模なものですから、いまの石油開発に対してはワンセット開発に踏み切つたわけでございます。それはやむを得ないことである。そうでなければ応じないということもございいます。これは石油だけではなく、先進工業国であるカナダも、日加経済関係会議のこれは主要な議題として、銅鉱石の供給先について、二分の一は現地で製錬を行なうということが前提でなければ立法化を行なう、こういうことです。立法化を行なうなどといったらわれわれはよそから買わなければいかぬと私はドライな答弁をした。こういうような銅鉱石を引き取れないような状態ができたので、立法化どころではなく、日加間で話し合ひをしましうといつておりますが、これは石油だけではなく、現在供給国は全部そういう立場に立っております。

そういう意味で、OPECとの石油に対する関連性はどんどん強くなつていく方向である。これは考え方がいかにかわらず、事実がそういう方向であるといふことでございいます。日経新聞に書かれておるような事実は現実にはありません。これは二人の調査員が来ておまして、日本の精製設備とか、いろいろなもの需給の状態とか、いろいろなことを勉強に来ておるといふことでございいます。大筋においてはいま申し上げたような関係が深まつていくことでございいます。しかしメジャーを全然敵にするような状態でもないのです。いまアメリカ資本が持っているものを分けないうこととございいます。これは確実性がありますから、分けないうこととございいます。共同開発をしないかといふこともございいます。それからチュメニの石油の開発などを行なう場合、下請として入らないうかというガルフとの話し合ひをやっております。

そういう意味で一筋に日本とOPECが直取引をして、それだけを石油輸入の大宗にするのだというわけにはまいらないわけです。ですから、これも事態の推移に適合する体制と、機敏な、また法律的な対応策を立てていくということでも御理解願ひたいと思ふ。

○佐藤(親)委員 しかし、もちろんOPECだけ

から石油を入れていくこと、供給源を中近東だけにたよるといふことは、日本経済にとって非常にマイナスだと思ふのです。そう簡単にいいかない。つまり、きのうも議論がございましたように、OPECと日本だけが直取引ということになれば、日本の半分を占めているメジャーを通しての石油資源というよりも、やはりこれはいろいろな形で圧迫があるでしょう。これはそう簡単にいいないけれども、やはり方向としてはそういう方向にメジャーを通さないという方向に持っていく必要があるのではないかと。

それから、いま大臣も言われたように、もう一つ広瀬委員との議論の中に出ておりました輸入先を散らすという問題で、いわゆるチヌメニの問題ですね。これはもう少し前向きに考えていかなければいけないのではないかと。これは何といつても十億ドルといわれている。いま日本は百六十四億ドルのドル保有高があるわけですから、十億ドル自体はたいした額ではないと思ひますが、しかしこれは日ソの友好関係の問題でもありますし、チヌメニの問題といふのは、やはり前向きに考えていく必要があるのではないと思ひますが、このチヌメニ開発についての大蔵の御所見はいかがですか。

○田中事務大臣 チヌメニ開発につきましては、相当の大きなプロジェクトであるといふことでございしますが、これはいまチヌメニからパイプでイルクーツクまで来ておるわけでありまして、イルクーツクまでもう一本パイプを引いて、そこからナホトカまで四千二百キロにわたるパイプラインを布設しようといふことでありまして、これは総事業費約三十億ドルであります。日本から十億ドルのバンクローンの提供を求めるといふことでありましたが、その地図も出さない、現地も踏査させない、そして内訳も出さないでは金の出しようがない、こう言つて、私とグロムイコ外務大臣との会談のときに、まずデータの提供を求めた、こういうことでございします。これはソ連としてもたいへんな問題なんです。

日本で石油を論ずるようなわけにはいかない。アメリカ、ソ連はこれは商品というよりも戦略物資といふことでございまして、これらのデータは外国には出さないというのが原則でございまして、これは提供いたしました。そして検討を続けておるわけでありまして。五月ないし六月に民間調査団、政府も加わると思ひますが、現地を踏査して、そしてひとつ条件ネゴに入ろうといふ話になつておるわけでありまして。

これは七六年から二千五百万キロリットルないし四千万キロリットルを二十年間にわたつて供給しようといふことでありますので、品質的に考えれば、必ずしもローサルファのものではないといふいろいろな問題が明らかになりましたけれども、輸入先の多様化という面では一つの興味あるプロジェクトである、こういうことでございまして、バンクローンという要求、バンクローンといふならソ連では初めて公債を出したらどうですか、こう私が述べましたら、公債は出したことがない。初めて出せばいいんだ、こう言つたら、どうして出さずだと言ふから、公債のやり方その他はこちらから提供いたしますというので、日本政府から提供したはずでございします。ですから、そういう意味では非常にもしろい案件である、こう考えております。

○佐藤(親)委員 何ぶん相手がソ連といふことで、今後の日本の平和の問題に關しても非常に友好関係を保つていかなければいけない対象国ですから、わが国のエネルギー源の供給先を散らすといふ面からどうしても前向きに考えなければいけません。話が何しろ大きな話ですから、これは田中通産大臣くらいの大ものやらないとなかなかできてこない問題じゃないかと思ひますので、その点を要望いたしまして私の質問を終わります。

○齋藤委員長 松尾正吉君。
○松尾(正)委員 通産大臣に、時間が短いので基本的な問題を伺つておきたいのですが、いまのエネルギー供給源の分散化というためには、OPECとの直取引という問題も避けたい問題だろう

と思ふ。大臣は、避けたいことだといふお話ですけれども、むしろ私は積極的にこれは進めなければならぬと思ふ。ただし、メジャーを刺激するようなことがあつてはいけませんけれども、これは世界的な流れと言つてもいいと思ひます。ですから、これを避けたい状態だといふので向こうからの出方を待つてなく、こちらとしても何か具体的に進めていく方途はあるのじゃないか。どういふ方向でこれを進めていけるか、その基本的な考え方を、たとえば調査団の交換とかそういう問題について何かありましたら伺いたいと思ひます。

○田中事務大臣 先ほども申しましたように、OPECといふ具体的な案件に対して協定をしようとかいふことを話しておるのではないのです。しかしながら、もう現にOPECと直接共同開発をやつておるものも幾つかあるわけでございますから、これは避けたい方向である。しかし、いま御指摘のあるように、メジャーズをそんなに刺激することは全くない。これは、いままでの実績中心主義の割り当てを、あまり商品価格に反映しないから新しい業者に割り当てようといふ話と同じことになりまして、そういう意味では慎重にやるべきだと思ひます。

しかし、きょうから始まりましたUNCTADの会議で、七〇年代に国民総生産の〇・七%、これは七〇年代、八〇年を予測しまして二百五十兆円くらいとまず計算をしてみれば、その一%といふばたいへんな金額でございしますし、〇・七%もたいへんな金額でございします。そうすると、どうしてもただ差し上げるというわけにはいかないのです。百億ドルくらいをIMFに寄託をして、その利息を全部ただでやつたらいんじやないかという議論もこの間述べられたようでありまして、それは日本の実態から考えて、まだこれを活用しなければならぬ状態にあるといふことは事実でありますので、そういう意味で、コマーシャルベースでもつて投資しておつたものに加えて政府ベースのものが付加されるということ、これは

長期的にはOPEC諸国との間に非常に友好関係が確立されるわけでありまして、そういうところからも当然出てくるプロジェクトの第一は何かという、現地における石油の共同開発とか、石油関係関連産業のワンセット開発とか、いろいろな問題が当然出てまいります。石油、鉄鉱石、ニッケル、銅、こういう問題はすぐ出てくる問題でございしますので、いま協定を行なつてこまかくやるということ、一つずつ国が出てきた場合に二国間交渉になればいいし、OPECそのものが大きな供給先である日本に対して要求してきたときにこれを受ける、いつでも受けられる体制はあるわけでありまして、そういうことで考えておればいいのであつて、いま準備をして、来たらかまえておつてこうしますといふことではないわけでありまして。

○松尾(正)委員 それじゃ、具体的に直ちに調査団を交換してというふうな、こういうものはまだない、もう少ししばらく情勢を見る、こういうことですね。

それからもう一つは、これは田中対策に關連をしまして、先般経団連が、石油を含める備蓄公団の建設構想を打ち出してあります。大体六十日ないし六十五日の備蓄といふ考えのようでありまして、けれども、石油の備蓄について経団連等がこういう考えを持つておることについては、これを支持するといふ方向であると思ひますけれども、これについては通産大臣はどうお考えですか。

○田中事務大臣 経団連がそういう考えを持つておることを知つております。知つておりますが、経団連の言うことが最上のものであるかどうかといふことに対しては、まだ私は自信がないのです。四十五日の備蓄を六十日にし九十日にしたい、五百万トン程度のものを十カ所つづれば五千万トンといふことになりまして、五千万トンといふと、これは非常に安定すると思ひますが、大蔵省的にすぐ計算してもらいますと、OPECは、定期的に上がるものは年率二・五%ないし三%しか上がらない。しかし、これは備蓄すれば直ちに

六%以上の利息がかかりますよということですから、利息がかかることによって、利息も考えながら備蓄しなければならぬような情勢にあるのか、そうではない、備蓄をしなくても買えるという見通しを持つのか、そこが政治的には非常にむづかしい問題でございますが、六十日、九十日というものは合わせなければならぬと思うのです。

ただ、そのときに事業団で持つか、公団で持つかということは、石油だけじゃない、ウランの問題が出てまいります。鉄鉱石の問題が出てまいります。銅鉱石の問題が出てまいります。ニッケル鉱の問題が出てくる。そういうことから考えますと、私は、どうしても事業団とか公団という政府関係機関がすべてを持たなければいかぬという考え方も、いま御審議をいただいております。やはり民間を主体にして、ウランなら九電力に抱かせておいて、さてそれを外貨はどうする、利息はどうするということを考えたほうがいいような気がいたします。今度の工業再配置の中では、石油の備蓄をいろいろな地方から要求がございますが、これをすぐ実現するような法制にはなっておりません。おりませんが、先ほど申し上げた大蔵大臣との話し合いによる第二外為会計的な感じ、外貨の活用を考える中で、石油や鉱物資源の輸入というのに対して、だれに保管させるのか、だれに輸入させるのかという問題を検討しております。

○松尾(正)委員 時間が限られているので、非常にこれと関連したうらはらの石炭対策について基本的な考えを伺いたいと思います。

まず、石炭審議会が五十年の出炭量二千万トンということで中間のたき台をついたのが、出炭業者、それから労働者、それから業界等なかなか調整ができないで、一応体制委員会としては二千万トンを下らないという線を決議が行なわれた、こういうことですけれども、通産大臣としては、これをどう調整して、どの程度と見ておられるのか。

○田中事務大臣 石炭は、御承知のとおり三月の

末には答申をいただくつもりでございましたが、非常に困難な情勢がございまして、中間的決議になつたわけでございます。長期的な見通しについて

は、その後も継続して審議をお願いをしております。通産大臣あての答申はすみやかにいたしたいという立場でございます。ただ、この決議をされる前提の条件としては、五十年度の石炭の出炭量は二千万トンを下らないようにという生産者側の強い要求がございまして、ところが消費側の要求をとって見ましたら二千万トンと二千万トンとでございます。千五百万トンと二千万トンとではいかんともなしがたいということでございます。そういう意味で、二千万トン程度という決議をされるような状況にありましたので、いずれにしても二千万トンを下回らないということで二千万トン以上確保するべく全力をあげますので、ひとつお考えをいただきたいという異例な私の意向も通じまして、二千万トンを下回らないということになったわけでございます。千五百万トンというところは、いま九百万トン使っております九電力でだんだんと石炭専焼火力をやめていって、五十年年度には二千万トンに下げようという計算のもとに千五百万トンというの出るわけでございまして、ですから、九電力にどのくらい抱かせられるのかという問題がございまして、しかしこれが直ちに電力料金の値上げにからむようなことであれば、これはできないこととありますから、そういう意味で、まず九電力がどのくらい石炭専焼としての火力で石炭をたけるのか。第二の問題としては、どうするかといえば、いまの電源開発会社社が三百万トンの石炭をたいておるのでありますから、これを倍にすれば六百万トン使えるわけでありまして、しかもそれは産炭地で石炭専焼火力発電所をつくって、本州統断の送電線をつくることすれば、これは可能な問題でございまして、いろいろの問題はございまして、二千万トンをどうしても使うような需要先の確保を、通産省は全力をあげてこれを実行できるように努力をするというのが三月三十一日の決議に対する公式な通産省の

意向と態度でございます。

○松尾(正)委員 時間が再三要求されているので、もう一点。

現在、出炭量は三千万トン、これを五十年度に二千万トンという、一千万トンの縮減が行なわれるわけですが、そうすると向こう五十年まで閉山処置をとらなければならぬものが起きてくると思ひます。これは労働者に対してはたいへんなことでありまして、それから地元全体で、中小商工業者等を含めて全体に影響が非常に大きい。労働者に対しては何らかの、不十分でありますけれども、手当てがおりますが、地元の中小商工業者等は、ほとんど閉山と同時に財産の評価等はゼロになつちやう、こういう場合が多いわけです。これに対する対策がどうも片手落ちのように思ひます。それが、これらに対しては税制の措置あるいはその他、災害と同じ状態ですね。これに対して通産大臣は政策を転換して、さっきの本会議の答弁でも、国民に対しては崇高な生命、財産を守る、こういう公害に対する態度であるし、これは大臣の考えである。そういう立場から非常に重要な問題で、もちろん立法措置等も講じなければならぬと思ひますが、どういふふうにするか、これらに先行き不安を持たせないようにするお考えがあるか、その点を伺っておきます。

○田中事務大臣 四十七年度二千七百五十万トンの石炭が、これから五十年には二千万トンになるということになるが、当然終閉山も考えられるわけでございますが、どの炭鉱が終閉山になり、人間が幾ら一体離職をするのかはここでは申し上げられませんが、そうでなくとも不安であるのに、これ以上申し上げるにはまいりません。きのうは参議院で詰められて、ついに人の数は言ひましたが、直ちに取消しをいたしましたので、これはもうそのことは申し上げません。申し上げませんが、三美美が終閉山になるということで、八万人であつた三美美が四万人になり、二万人になるといふようなことが推定されるときに、これはそういう対策を行なわなければならないまいりません。

ですから、鉱業権者や会社や労働者に対するいろいろな施策は制度上完備しております。完備しておりますし、またそれをより完備させるためにこの国会で法律案を修正をさせていただくという問題もございまして、それは完璧に近いものでございとおもいますが、これから美唄なら美唄から二万人の人が東京に移るといふことを考えた場合、これはたいへんなこととございまして、結局産炭地の振興以外にないわけでありまして、産炭地の振興という狭義のものではなかなか解決がつかないというので、今度産炭地を拡大改組しまして、工業再配置・産炭地域振興公団と、こういって、全国から産炭地に工場をやる。産炭地振興ができるようにという法律案をいま提案し、本会議の趣旨説明も済んでおるわけでありまして、これは十月一日発足で初年度百五十億、これはとても平年度三百億や五百億で済むものではないと思ひます。これはまるが一つほんとうに必要だといふぐらひに私は考へておるものでございまして、そういうことで、産炭地振興といふものに對しては格段の措置をとる。しかもそういう既定方針がきまつて青写真ができれば、地方公共団体もその間つなぐことは制度上できるわけでございまして、再就職の問題とか中高年齢層の職業訓練の問題とか産炭地振興の問題とか、あらゆる問題に對して考慮を払つておるということで御理解をいただきたいと思ひます。

○松尾(正)委員 もう一つで終わりますが、フランスあるいは西ドイツ等では、国有炭をこれだけは責任を担とうという出炭のめどを規定しておりますが、五十年二千万トン出炭という方向だけはわかりませんが、それで降下するなとかいふことが問題になっていまして、したがって、国内炭についてはこまめではという基準を定めるべきではないか、こう思ひますが、それに対する考

え方を伺つて終わりたいと思ひます。

○田中事務大臣 英國は七五年に一億一千八百万トン、フランスは二千万五百万トン、西ドイツは八千万トン、こういうことでございまして、これは

制度が違ふということがあります。これは西ドイツはうまくやっておいて、電力会社と石炭会社は同一資本であるというように、どこにも問題があるのですが、しかし、日本は露天掘りではなく、立て坑でもって非常にめんどろな採炭をしなければならぬという地形、地勢上の問題もございいます。いま京浜炭で千七百五十円ぐらいトン当たり違ふわけでございしますが、それが今度の円平価の調整によってまた二千円以上も違ふということになつていくわけでございします。ですから、まあ長期的な問題はもう確かに審議会でお願ひしているのですが、さしあたり五十年までのものは、二十万トン絶対確保しなければいかぬ、こういうこと

でございします。まず当面する五十年までのものに完璧を期して、引き続き石炭の将来図はかいてまいらうというふうに思つております。

○松尾(正)委員 終わります。

○齋藤委員長 次に、前国会から継続的になつております沖繩振興開発金融公庫法案を議題といたします。

沖繩振興開発金融公庫法案
〔本号末尾に掲載〕

○齋藤委員長 おはかりいたします。

本案の提案理由説明につきましては、すでに前国会において聴取いたしておりますので、これを省略することにいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○齋藤委員長 御異議なしと認めます。よつて、省略することに決しました。

○齋藤委員長 これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。國場幸昌君。

○國場委員 まず最初に、本日、本委員会において発言の機会を得ましたことを、委員各位に対して感謝申し上げます。

沖繩の本土復帰もはや秒読みに入り、あと一カ月と迫つてきておりますが、復帰が近づくにつれて、予期しない県民生活を圧迫する諸条件が發生してきたのであります。すなわち、ドル・ショックによる資金差損、物価高、または労働対策問題、さらに諸制度の本土法への移行に伴うところの摩擦が、あらゆる面に不安と混乱を来しておるのが沖繩県民の現状でございします。

沖繩にあつては、従来、長期にわたつて産業政策や企業育成等の空白が続いたことなどから、企業基盤は本土のそれに比べると著しく脆弱な状態にあつて、企業自体の勢力のみでは問題の解決は期しがたい状況であります。戦後、四分の一世紀にわたり異民族の支配下に置かれたため、国の体系的産業政策や集中的な企業育成政策の恩恵に浴することができなかった事情などにより、沖繩の企業は本土企業に比べて十数年以上も立ちおくれ

ておるといふのが現状でございします。沖繩の企業は、このようなハンディキャップを背負わされておる上に、円の切り上げの影響をまともに受けたため、各方面において損失をこうむり、企業の存立そのものが危ぶまれておる実情にあるのが現状の姿でございします。

政府は、沖繩の復帰前には円の切り上げはしないとしばしば言明してきたのが実情であります。が、しかるに、去る十二月二十日に一六・八八%の円切り上げのやむなきに至りましたのも、御案内のとおりでございします。自来、円の切り上げにより沖繩県民に損失を与えることはしないと、委員会その他の場におきましても、大臣またはその筋の方から、何回もその回答を得ておるわけ

でございます。まず、個人の現金及び預貯金等の通貨確認の措置をとつたが、法人のそれについてはいまだ具体

的に措置がとられておりません。親方日の丸である政府公務員は、実質的に保証されるという。いま復帰を目前にして、一般の人々の心配しているのは資金の問題であります。円切り上げにより生ずる資金の読みかえ差損は、収入面の三百六十円読みかえの保証がない企業側にとっては、全く困難な状態にあるのであります。支払い能力のある企業はまだしも、多くの企業はほとんどその能力はありません。したがつて、大かたの資金生活者は、復帰を目前に控えて大きな不安を抱いておるのが現状でございします。企業によつては労使間の紛争にまで発展し、社会秩序を混乱におとしいる不安があります。沖繩の企業が本土企業に對する立ちおくれを取り戻すとともに、相当の資金支払い能力を確保して、復帰後も存続、発展できるように、措置を早急に講ずべきであるということを考えるわけでございします。

復帰後は、中小企業等に対して振興措置法の中で本土に比べて有利な条件をつけていたのだのでありますが、倒産してしまつて、あとから復帰後においてこの問題が措置せられなかった場合にはどうなるかというように、これに對し私は憂うものであります。これからお尋ねいたしますことは、本土復帰後における沖繩経済の振興開発を強力に推進するため、総合的な政策金融機関としての沖繩公庫の果たす役割りはきわめて大きなものと考えておるわけでございします。沖繩の現地においては、この公庫の業務内容、運営方針に大きな期待を抱いておるわけでございします。昭和四十七年度予算において、沖繩公庫の貸し付け業務等につきどのような御配慮をされておるのか、それに対しての砂田政務次官の御所見を承りたいわけ

でございます。

○砂田政府委員 お答えいたします。

沖繩振興開発金融公庫が果たさなければならぬ役割りというものは、実に大きな責務を持つてゐるわけでございします。ただいま國場委員御指摘のとおり、沖繩の経済の振興開発の国が果たすべき役割りの中の金融面の一をこの新公庫で引

き受けていくわけでございします。したがつて、新公庫の業務の支障のない円滑な運営というものが、五月十五日復帰をいたします沖繩の、新生沖繩県のスタートの当初の非常に重大な問題をかかえているわけでございします。したがつて、私どももいたしまして、財政当局と十二分にきめのこまかい配慮を立てて、四十七年度予算というものを編成をしたわけでございします。

ただいま御質問のありました、四十七年度予算の中で公庫がどういうふうな数字を計上しているかということでございますが、まず第一に、一般会計からの追加出資を三十億見てございします。引き継ぎ資産と合わせますと、公庫の資本金は二百四十二億に相なります。さらに四十四億円の貸し付け金の回収がございします。事業計画といたしましては四百五十億、四十七年度中の貸し付け資金の交付が二百九十四億円の計画を立ててゐるわけでございします。

貸し付け金利につきましては、当委員会に御参考までに資料を配付いたしましたので、ごらんをいただきたいと思ひますが、この事業計画の四百五十億の内訳を概略申し上げますと、産業開発資金貸し付けが百十億、中小企業等の資金貸し付けが百二十億、住宅資金貸し付けが百億、農林漁業資金貸し付けが八十億、医療、環境衛生関係が二十億、特殊資金貸し付けが二十億、合計で四百五十億、こういうそれぞれのワケを設定して予算に計上してあるところでございします。

○國場委員 沖繩公庫の業務規模、貸し付け金利等に対する配慮はかなり意欲的なものであることがわかりまして、どうもありがとうございます。ところが、復帰を間近に控えた沖繩経済の現状は、本土で認識されているよりもはるかに深刻なるものでございします。沖繩経済が際立つた未曽有の困難を直視すると、いま示された沖繩公庫の経常的な貸し付け業務だけでは十分とは言えないわけでございします。特にいわゆる円レートの問題からくる危機的動向、なかんずく中小企業にお

ける貸金の三百六十円換算による経営負担の増大に對処するため、政策金融面での何らかの特別措置が不可欠と考えられるわけでございます。私はこの際、円経済への移行に基因して塗炭の苦しみにあえいでいるところの沖繩の中小企業者に対し、沖繩公庫がこの際思い切った抜本的な対策をもって長期、低利資金を供給し、復帰に伴う経済的ショックを緩和するよう提唱したいわけでございます。沖繩公庫が今後長期にわたり沖繩経済の復興開発を推進していくためには、そのスタートにあたり、まずもって復帰に伴う経済的困難を收拾することが先決だと思ひます。

現に、地元の経済界からは貸金の三百六十円換算を確保するには必要な価格設定が困難な企業に對して、貸金総額の一年分を、期間十年以上、無利子、無担保で特別融資してくれとの陳情が届いておるわけでございます。これらの点につき砂田副長官の——もちろん山中大臣が最高のななを持っておられるでしょうが、思い切った英断を促し、そしてそれに対処策を講じていただきたいことを希望いたしますが、それに対しての副長官のお考えはいかがなものでございますか。

○砂田政府委員 沖繩の各種企業が受けた円切り上げに伴うショックというものは、本土とは質的に量的にも事情は全く異なるというふうに私も認識いたしております。しかもその円切り上げという事態は、沖繩県民にも沖繩企業にも何の責任もない。したがって、私も認めたしましては御指摘のように、ドル経済圏から円経済圏に返ってくる沖繩企業はこのショックをできるだけ緩和をして差し上げるのが私どもの責務であるというふうに認識をいたしております。

そこで、中小企業対策といたしましては、琉球政府からの御要請等もこれあり、十分琉球政府の資料等も検討いたしまして、意見の一致を見ました産業開発資金への十億の追加融資あるいは大衆金融公庫への七億六千万の追加融資、あるいはまた、これは金融とは異なりますけれども、金融機関に對します貸倒準備金を、本土が昨年までとつ

ておりました千分の十五と、従来の沖繩の金融機関におきましては千分の十でありましたものを千分の五だけよけいに見ていく。こういうところから、いまおっしゃるような、結果的には三百六十円換算の貸金が支払ひ可能になるように、これは民間企業の貸金のことでございまして政府が直接介入するわけではございませんけれども、この円切り上げの沖繩経済のショックを緩和するためには沖繩の企業の事業活動が細まってこないように、結果的には三百六十円の換算貸金が支払ひ可能なようにこういう措置をいままでもとつてまいったところでございます。

ただ、ただいま國場委員が御指摘のように、比較的規模の小さい企業、零細企業、こういうところにおきましては御指摘がまだ残っているのではないかと、御指摘は、私も同じ気持ちを持つわけでございます。こういう際に私もこの金融公庫でできるだけ思い切った措置をとらなければならぬ、こういうふうな心中思っているところでございまして、財政当局とも相談をしつつ、その腹案を逐次詰めていく段階でございまして、後ほど総務長官、大蔵大臣が御出席になりましたらば、その機会にまた申し上げることがあるかと思ひますけれども、いま御指摘のそういう措置をとるべきだということにつきましては、私も同じ気持ちを持つておりますことだけをお答えしておきたいと思ひます。

○國場委員 ただいま副長官の答弁で、一部新聞が報じているような思い切った手がきょうかあしたくらいにも発表されるものと確信するが、副長官の具体的構想の発表がある前に触れるのはいささか先走った感がなくもないわけではございまして、大切なことは特段の長期、低利融資に基づき当然生ずる逆ざやに對し、新公庫の経理が悪化しないような保証措置が必要であることは御承知のとおりでございます。逆に言えば、その保証がなければ思い切った措置を講じたいことになろうと思ひますが、この点のようにお考えでございますか、あらためてお伺いいたします。

○砂田政府委員 先ほどお答えをいたしました、お手元に参考資料として配付がしてございます沖繩公庫の貸し付け金利等を見ていただきますと、この中にもすでに逆ざやになっている金利があるわけでありまして、公庫みずからこの逆ざやを金利を負担をしていくとすれば、その分だけどうしても公庫の融資ワケに食い込んでくる、公庫の活動範囲というものがその分だけ狭まるわけでございます。それから、これは総理府といたしまして、また大蔵省としても、そういうことは避けていかなければならないという基本的な考え方と差異はございません。

さらに、先ほどお答えをいたしました小規模企業に對しますそういう配慮、こういうことを考えますと、当然その逆ざやの金利の負担はやはり国でしなければならぬ、このように考えておりまして、十分財政当局の御協力が得られるものと私も確信をしております。

○國場委員 田中大蔵政務次官にちよつとお尋ねいたします。ただいま総理府副長官のほうからいろいろ詳しく説明を受けたわけなんです、今日まで予算面に關する限り沖繩の問題は総理府が窓口になっておるわけでございますが、しかし、最終的には何と申しまして大蔵省のほうがかぎを握つておるわけでございますので、いま総理府副長官のおっしゃる沖繩復興開発金融公庫の問題に對しまして、総理府副長官あるいはまた大臣、そここの調整は、いまの砂田副長官のおっしゃつたような計画をもつて今後これを実行していくというように、この沖繩金融公庫に對しての問題はよく詰めてあるわけでございますか。その点についてはいかがでございますか。

○田中(大)政府委員 先ほどから砂田副長官が御説明申し上げられているように、沖繩の企業並びに県民が困らないようにという配慮を前提といたしまして、先ほどからと説明申し上げておりますように、復興開発金融公庫に對して四百五十億の

貸し付け準備をしておりますし、これがまた金利などについても砂田副長官のほうと十分連絡をとる、さらにきめのこまかい措置をとっていききたいというふうに考えております。

○國場委員 あと一点だけお尋ねしておきます。沖繩公庫に對しては、地元の期待はまことに大きなものがあるわけでございます。よつて、この運営にあたっては、地元の意向を十分反映して行なうよう配慮してもらいたいことを希望するわけでございます。

また、引き継がれる機関である琉球開発金融公社、大衆金融公庫及び琉球政府の五つの特別会計の職員は、沖繩公庫の職員となることは決定しておるものの、その格づけ、配置がどうなつておるのか、復帰を前にしてそれについての不安を持つておるといふのが現在までの職員の気持ちだ、こゝろ解しております。沖繩公庫の事務開始が円滑に行なわれるためには、これらの点についても十分なる配慮をしてくれないではないかということをお考えのわけでございますが、いかがでございますか。総理府副長官から、人事問題に對しての御計画があらましたら、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○砂田政府委員 御承知のように、現在沖繩にありまして大衆金融公庫あるいは琉球金、こゝで働いておられる方々を、今回御審議をいただいておりますこの公庫が発足をいたしますときに引き継いでいくことにいたしております。ただいまのところその人員は百八十二名になろうかと思ひますが、これは大衆金融公庫、琉球金並びに琉球政府の特別会計、そういう場で働いておられる方々の全員となるわけでありまして、

そこで、いま先生御指摘のように、これらの方々の給与体系等御不安があることも承知をいたしております。この給与の關係につきましては、国家公務員の場合に全く準じて取り扱うことといたしております。本土の各金庫、公庫の現在の給料表並びに大衆金融公庫、琉球開金あるいは琉球政府の特別会計で働いておられる方々の給与の現

在の水準、こういうものをそれぞれしんしゃくをいたしまして、新公庫の給料表というものをつくことにいたしました。それは、新しい公庫に引き続いてお働きになる方が、いまの職場で受け取っておられる給与から落ち込みがないようにという配慮のもとに公庫の給料表というものを準備をいたしておりますけれども、国家公務員の場合がそうでありますように、ほとんどの方につきましては、いわば三百六十円換算ということで御満足がいただけると思います。

ただ、きわめてわずかの一部の方が、これは比較的若年層の方にあるわけでございますけれども、現在の給与のほうが新公庫の給料表よりも低い、こういう事態が出てまいります。こういう方々に對しましては、国家公務員の場合と同じように、その差額は手当で埋めていく。その手当というものは、基準内に読みかえていく手当である。そして何年かたつていきますうちに、この方が定期昇給を当然するわけでありますから、その定期昇給の中へ組み込んでいけば、いずれは何年か先にはそういう事態が解決するわけでござい

ます。そういうことで、沖縄の現在の各金融機関で働いておられる方々の現給を、三百六十円換算をしても落ち込みがないように、そういう配慮を伴いながら、ただいま新公庫の給料表というものを準備しているわけでございまして、いまの沖縄の各金融機関にとめておられる方で、新公庫に引き続いて働かれる方は、給与の点については、国家公務員については、沖縄の官公労の方々が今日ではもうすでにその不安は解消しているといつてもいい。それと同じように、そういう不安はお持ちにならなくてもいいのだということを、明確にお答えをしておきたいと思ひます。

○國場委員 よくわかりました。
最後にもう一点。これは総合金融公庫でございますので、環境衛生金融もございましてしょう。これは基金は全部一つに——たとえば環境衛生金融に對しての基金として、予算から見ました場合

には十一億円でした。そうすると、この会計年度において、そのワク内において貸すわけなんです。それから、運転しますうちにこれが不足をしたり申し込みが多かったりするときには、基金は限定してございまして、そのワク内において貸し付けをし、借りる資格があるにしまして、それを査定するわけですか。各金融ごとに予算はきまつております。そうしますと、これをミックスするわけじゃない、一つの基金を全部総合するわけでもなくして、各金融の基金というものは、必要に對しての資格者があつても、やはりそのワク内以上は貸すことはできないということになるわけですか。ほかのほうから融通もできるわけですか。

○砂田政府委員 先ほど各産業別の資金ワクの総ワク、それぞれのワクというものを私はお答えいたしましたけれども、やはり四半期ごとにそういうものを全部公庫では見てまいります。そういうことがあるかどうかわかりませんが、これは全く仮定の問題でございまして、たとえば環境衛生金融関係の融資の申し込みが非常に少ない、どうも次の四半期もそういう事態が続くのではない、か、そういうふうなことが考えられますときには、他の中小企業金融のワクのほうにそれを移しかえ、そういう転用はできないことではございませ

ん。また、そういうふうな運用ができることにこそ、こういう統一的な金融機関というものの特色があるのだと思ひます。
ただ、一つお断わりをいたしておきますことは、開発金融関係の大企業のワクが足りないからといって、中小企業金融のワクをそっちに移すな

ます。

○國場委員 終わります。

○齋藤委員長 佐藤親樹君。

○佐藤親樹委員 まず、通産省にお伺いをしたいのですけれども、石油の問題なんです、石油の問題といつても、いままで石炭特会でやった石油の問題とちよつとニュアンスが違ひまして、石油の販売ルートの問題なんですけれども、従来沖縄では陸揚げされてからどういふような形で消費者まで渡つたか、ちよつと簡単に説明してくださ

い。
○飯塚政府委員 従来は、米民政府とエッソとが沖縄の油類につきまして長期供給契約を結んでおるわけでございまして。エッソは、一切の販売を琉球石油に委託しておつたわけでござい

ます。
○佐藤親樹委員 その間に、いわゆる石油供給業者であるエッソ、これは七一年の五月以前はカルテックスだったわけですが、最近エッソにかわつたわけですが、石油供給業者であるエッソからアメリカの民政府に渡る。そうしてそれが民政府から——この民政府の中

にいわゆる合同石油審議会というのがあります。これはたしか布令の三十一号だったと思うのですけれども、合同石油審議会があつて、ここであるいふ価格やら消費価格、末端価格をきめていくわけなんですけれども、それから合同審議会での販売方法をきめてから琉球石油のほうで全量を島内に回すというふうに聞いているんですが、それでよろしうござい

ますか。
○飯塚政府委員 大体そのとおりだと思ひます。

○佐藤親樹委員 そこで問題なのは、民政府から琉球石油にいくまでにいわゆる油脂納付金というのが取られております。一体この油脂納付金とい

うのはどういふ性格のお金ですか。
○飯塚政府委員 油脂納付金を取つておつたことは承知いたしておりますが、これはこの納付金を取りまして、米民政府が必要な行政事務等に使用

しておつたのではないと思ひます。
○佐藤親樹委員 そうしますと税金のようなものだと考えてよろしいですか。
○飯塚政府委員 そのように私も考えております。

だと思ひます。
○佐藤親樹委員 その場合に、一つ確認をしておきたいのですけれども、この石油の販売ルートですけれども、これは軍需のものもこのルートに入つておるわけですか。
○飯塚政府委員 ちよつとその点詳細に私いま存じ上げておりませんが、後ほど調べてお答えしたいと思ひます。

○佐藤親樹委員 それではその油脂納付金の使途なんですけれども、これはどこにいつてますか。
○飯塚政府委員 米民政府が徴収しておりますものから、それがどのように使われておるかというところは私もまだ調査をいたしておりませ

ん。
○佐藤親樹委員 私の調べたところでは、一つは米民政府にいく、もう一つはこの民政府から琉球の一般会計に大体三百萬ドルから三百五十萬ドル毎年入つていた。残りが民政府の一般会計になつて

いた。で、しかもこの油脂納付金がまあ先ほど言われたように、税金のようなものだということなんですけれども、水道公社なり電力公社なり、開発金融公社なりに投資をされておるわけですね。その辺のところは御存じございせんか。
○飯塚政府委員 私もそこまで調査いたしておりません。

○佐藤親樹委員 ここで私は非常に問題だと思ひるのは、まあこれは沖縄国会のときにどさくさの中で——いま非常に問題になつておるいわゆる三億二千萬ドルとも関係をしておると思ひますが、その裏づけといふのはないといふのではないのですけれども、いわゆる沖縄の方々が使つておる石油、これをいま申しましたように、アメリカ民政府が税金のような形で油脂納付金というのを取つていた。その一部が水道公社なり電力公社なりに投資をされておる。この水道公社なり電力公社というのを今度は日本が財産の継承として資産の買い受けとして買ひ取つていくことになるかと沖縄

の方々の納めた税金を再び日本が払うような形になるんじゃないか、この辺がいま局長の言われるように、何ぶん民政府のことですから、正確な一般会計の内訳というのは出ていないところに非常に問題があるわけなんですけれども、その辺のところは御存じございませんか。

○飯塚政府委員 私どものほうでそこら辺のところは承知いたしております。

○佐藤(親)委員 御存じないということになれば、これはしようがないですけれども、もう一つお伺いしておきたいのは、いま申しましたように、現在の場合には石油供給業者であるエッソが、その販売について独占をしているわけですね。今後、復帰後はたしてこれがどういう形で石油が販売されるのか、これはどういうふうに変わるのですか。

○飯塚政府委員 従来までは琉球石油が一手販売をやっておたわけですが、復帰後は、日本本土と同じように、日本の元売り業者が沖縄に出まいるとして、元売り業者を通じて特約店あるいはガソリンスタンド等を通じて末端への販売が行なわれることになると思います。

○佐藤(親)委員 そうしますと、いままでエッソが一手販売をしていたこの既得権というものが、これは愛知・マイヤー会談でいうところの既得権に入らない、これは復帰後は日本と同じように各社沖縄において石油が販売できるというふうに理解してよろしゅうございますか。

○飯塚政府委員 そのとおりであります。

○佐藤(親)委員 まあ何といつても沖縄国会の中で、この資産の買い取りの問題というのはいろいろ問題がありながら強行されて通っていったもので、私はこれ以上この問題について追及してもしかたないと思うので、まあ復帰後はそういうような形で日本と同じような販売ルートで、石油が売られるということになるならば、それはそれとして、この問題終わりにしたいと思うので、それから、いろいろ問題があるのであれば

も、まず農林省関係からちょっとお伺いをして片づけていきたいと思いますのですが、分みつ糖、砂糖の問題なんですけれども、何といつても、御存じのように日本の甘味資源というのは非常に乏しい。その中であって、沖縄のサトウキビというのは、わずかながらでもその甘味資源として有望なわけなんですけれども、しかし、これも国際価格に比べると非常に高いわけですね。まず基本的にお伺いをしたいのですけれども、日本の甘味資源全体を一体今後どういうふうにしていくのか。それは沖縄のサトウキビというものを、これからどういうふうな位置づけていくのか。まず、その点はいかがでしょうか。

○田中説明員 お答えいたします。ただいま御指摘ありましたように、わが国の甘味資源全体で国内産はまだ微々たる地位にございまして、全国で三百万トンの需要中六十万トン程度が北海道のビート、鹿児島島の甘蔗糖、沖縄の甘蔗糖、この三者で補っているわけにございまして、その中で北海道のビート糖につきましては、幸いにして技術水準も非常に向上してまいりまして、ヨーロッパの先進ビート地域とそう遠くない生産性なり価格水準というものを実現しているわけにございまして、何せ経営規模が沖縄の場合にも五十余アールという非常に零細でございまして、しかもああいふ台風常襲地帯、ああいふ中で育ててきている作目でございまして、国際競争力を云々云々云々には、いまだ非常に脆弱な基盤だと思っております。今後の方向といたしましては、どういたしまして、生産基盤というものをどうやって強めていくかということが第一義的な問題でございまして、品種の改良なり、あるいは基盤整備なり、そういうものを、若干回り道かも知れませんが、根強い指導なり財政投資なりというものを続けていきたいと思います。

同時に、従来から沖縄産糖につきましては、糖価安定事業団で買い上げ措置というものを講じてきたわけにございますが、復帰後も従来同様、糖

価安定事業団によりまして適正な買い上げを地域産業振興のためにやっていきたい、かように考えております。

○佐藤(親)委員 ちょっとお伺いしたいのですが、現在砂糖の国際価格の比較ですね、輸入糖とそれから沖縄でできる砂糖との価格差というものはどのくらいなのですか。

○田中説明員 国際価格を何に基に準にするかはいろいろむずかしい問題があるわけにございまして、一つは例としていたしましては、ヨーロッパ地域、ここは大部分地域内で生産されましてビート糖をおもに消費しているわけにございまして、この末端価格といたしましては、大体比較的高いところがデンマーク、ベルギーでございまして、ここは末端価格でキロ当たり百三十円ないし百四十円に上っているわけにございまして、一方わが国内の場合はスーパーもあるいはデパートのいろいろの価格差もございまして、大体平均的には百四十円ないし百五十円ということで、小売価格水準といたしましては、ヨーロッパ水準に比べて五円ないし十円程度の格差ということに、必ずしも末端価格としては高いわけにはございませぬ。しかし、輸入価格との比較で見ました場合には、日本に入ってきておりますのは、御承知のとおりキューバでございまして、オーストラリアでございまして、南アフリカでございまして、こういった発展途上国なり南半球の、非常に大規模でしかも粗放的な経営でやってきておりますケインの砂糖でございまして、これは非常にコストも安くございまして、端的に申し上げまして輸入価格とそれから沖縄の買い上げ価格との格差というものが大体倍、半分の差があるかと思っております。

○佐藤(親)委員 そこで、その国際価格の差の問題なんですけれども、私は思うに、現地に行つて農業を考へる場合に、いろいろ条件はむずかしいでしょうけれども、やはり沖縄農業におけるサトウキビの位置というものは非常に現在では高いわけですね。また、これ将来とも高くしていかねければ、沖縄農業というのはやっつけられないのじゃないかと思ふわけなんです。そこで問題なのは、この国際価格でございまして、しかし、ある一方、考え方によってはやはりそれなら国際価格の安い砂糖を大量に輸入すればいいじゃないかという考えも一方にはあると思うのです。そのあたり、当初の一番最初の質問と答へるかもしれないけれども、この価格差を詰めるために一体どういふことをこれからやられるおつもりか、その点いかがでしょうか。

○田中説明員 国際価格につきましては、特に最近、去年十二月中ごろから急上昇いたしましたので、現段階ではほとんど国内の価格水準とは違わぬ価格でございまして、ただ、これは非常に突発的な特殊需給関係上の話でございまして、平均的にはいま先生御指摘のとおり、国際価格と国内価格の間にはかなり格差があるわけにござい

ます。しかし、その格差を単純に国際競争力を強化するといふような見地から、これを短期間で縮めていくというにはあまりに南半球のケインと沖縄なりの鹿児島なりのケインとの間には距離があり過ぎるわけにございまして、しかし国民的な立場に立ちましても、少しでもこの格差を解消していくという努力は日々続ける必要があるわけにございまして、最初の答弁とダブリますけれども、一つには基盤整備、これは全く沖縄の場合には本土に比べて非常に土地基盤の整備なりあるいは水資源の整備なり、こういうことに立ちおくれがございまして、こういう土地基盤の整備をはじめたいとして、それに品種改良もこのところ旧態依然たる品種が相当多くなつてきておりますので、風土なり気候に適した新しい品種の導入、普及というものをはかっている、そういうことを通じまして少しでも生産性を向上してまいりたい、かように存じております。

○佐藤(親)委員 私も冒頭に申し上げたように、日本というのは甘味資源が非常に乏しい国です。

しかも沖繩にとつてみればサトウキビの農業に占める割合というのはたいへん大きなものだと思うので、行つてみればよくわかるのですけれども、まだまだかんがい施設も乏しいので、ぜひとも沖繩農業におけるサトウキビの位置というものが安定するように、これがまた日本の甘味資源確保のために必要に、ひとつ施策を続けていっていただきたいと思うのです。

二点ばかり簡単なことですが、糖価安定事業団の沖繩事務所ですか、これの設置が地元から要望が出ていたわけですね。それから国立の糖業試験場ですね、これをぜひつくつてもらいたいということなんです、これはどういうふうになっていきますか。

○田中説明員 糖価安定事業団の沖繩支所につきましては、現在国会審議を願つております四十七年度予算において要求いたしております、定員三名、所長一名、副所長以下一般事務員一名という三人の規模で、復帰後早々にスタートさせるべく事前準備を続けております。それから国立の試験場につきましては、全体的な試験研究の強化ということを通じて取り込んでいくという方向かと思つております。

○佐藤(観)委員 ということは糖業試験場のほうはまだ予算的要求は出てないということですね。

○田中説明員 さようでございます。

○佐藤(観)委員 それでは砂糖はそれだけにして、これは大蔵省になるかと思うのですが、パイナップルのかん詰め業界からの件なんですけれども、かん詰め製造に使う砂糖の免税、この点はいまどういうふうになっていきますか。パイナップルのかん詰め製造に関する砂糖を免税措置にしてもいいという要望が出ていますのですけれども、どういうふうになっておりますか。

○中橋政府委員 沖繩島の、島内におきましてこの砂糖の精製工場から出ます砂糖につきまして、課税をどうするかという問題でございますけれども、現在は沖繩におきましては輸入する砂糖についてのみキログラム当たり三十六円という税金をかけております。したがって、私どもと

いたしますれば、いま現在それに伴います政令を検討中でございますけれども、基本的な考え方、復帰前におきましてこの間接税の負担というのをできるだけ据え置きにしたい、五年間ばかり据え置きにしようという考え方でございますので、三十六円に当たります税率、税負担というものをそのまま据え置きにしたいという考えを持っております。ところが、本土におきましてこの砂糖に関する税金は、御承知のように、輸入関税と内国消費税たる砂糖消費税がございまして、関税のほうは精糖換算で一キログラム当たり四十三円五十銭くらいのもに当たりますが、内国消費税の砂糖消費税のほうは一キログラム当たり十六円にございまして、合計しますと約五十九円ばかりの負担をしておるわけでありまして、それを今回の政令におきましては大体三十六円を据え置きにするという考え方でございますと、砂糖消費税のほうには実は十六円を免税にしなければならぬということになりまして、現在そういう方向で検討をいたしておりますので、砂糖消費税に關します限りは五年間は免税ということになるわけでございます。

○佐藤(観)委員 それではけっこうです。それから、今度はみそ、しょうゆに関する件なんですけれども、これは地元の要望として、現在本土においては昭和三十九年からみそ、しょうゆに対して近促法が適用されておるわけですが、沖繩においてははみそ、しょうゆが適用されてないわけですね。したがって、早いところ近促法を適用してもらいたい。しかも三十九年から沖繩で借りてくる負債については、政府の近代化資金で肩がわりをしてもらいたいという要望が出ていますので、これについてはいかがでしょうか。

○森説明員 ただいまの御質問の中で近促法の問題につきましては、御説明がございましたように、本土ではもうすでに近促法が適用されている、構造改善事業を実施をいたしております。もちろん沖繩が復帰した暁には、直ちにこの構造改善に取り組むわけでございますが、ただいま御質問の

いままでも借りておられた分をどう肩がわりするかにつきましてはまだ検討の段階でございますが、いまここでどういふふうなことになるかということ、を私のほうで申し上げる段階にはなっておりません。

○佐藤(観)委員 これは非常にむずかしい問題ですけれども、もう一つ基本的な点で、いわゆる本土産品の、みそ、しょうゆが非常にシェアが大きくなりつつある。現在向こうには八社くらいしかありません、しょうゆ製造業というのは、三十何社あったのが八社しかなくなつてしまつたといふたいへんきびしい状態であつて、シェアとしても、たしか沖繩産のシェアというのは半分くらいではなかつたか、ちよつと数字がどこかへいつちやつたのですが、と思つておるわけですね。地元としては、とにかく本土からのみそ、しょうゆの産品を何とか流入制限をせよという要望があるのですが、これは私、基本的に考えるとなかなかむずかしい点があつて、いわゆる地場産業の育成というのをどこまでやつたら沖繩県民にいいか。それは、みそ、しょうゆ業者の方々にだけにとつてみれば本土産品を入れないようにすればいいけれども、しかしそれはやはりいろいろな質の問題とか消費者の問題を考えるとそう簡単にもいえないのではないかと。その辺、本土産品の流入という問題についてどういふふうにお考えで、今後どういふふうになさるうというふうな処置をとられておりますか。

○森説明員 近來若干本土産品の流入がその割合を大きく占めるような状況です。ただいま二分の一とおっしゃいましたけれども、それほどまでにはあるとはいへないけれども、次第にはふえてくるという状況にあることは間違いないと思ひます。もちろん質の問題がございまして、現在みそ、しょうゆにおきましても、本土の価格に比べましては小売り販売価格もわりあい向こうのほうはまだ安い。しかしながら、品質に對する問題のとらえ方としては、若干ややはり価格の優位性というものもあるいは消えることも多少

あると思ひます。しかしながら、私どものほうでも本土におきましますところのみそ、しょうゆ業界に對しましては、いわゆる沖繩の商品について乱売その他の、あるいは景品つき、そういうもので誇大な販売合戦をすることのないように、そういう業界には指導をいたしております。本質的には沖繩のそういう業界が品質改善をしていくことがまず第一義的な問題であるう、こういうふうな考へております。

○砂田政府委員 ちよつと補足します。

みそ、しょうゆ業界に限らず、本土企業と現地企業との問題は非常にむずかしい問題です。やはり消費者という立場からも考えなければならぬ問題ですが、みそ、しょうゆ業界に対する新しく公庫が発足したときの対処のしかたにつきましては、みそ、しょうゆといふのは本土復帰に伴つての新しい制度、すなわち物品税廃止商品グループの中に入りますので、旧債の借りかへは振興法によつてできるわけでございます。さらに近促法の指定業種に当然なるわけでございますから、構造改善事業の計画があればそのワクの新しい融資も公庫から受けられることにならうかと思ひます。

○佐藤(観)委員 いま総務副長官から話がありましたように、確かに地場産業育成ということも大事であると同時に、やはり消費者になるべくいい安いものがいくということも大切なので、このかね合いというものは非常にむずかしい問題だと思ひます。このみそ、しょうゆに限つて言えば、何といつても自力の努力をしていただかなければならぬ。そのための、しかし経済的には無一物から始めた沖繩経済ですから、かなりあたたい手当てをしなければいかぬのじゃないかと思ひます。そこでひとつ万全の措置をお願いしたいと思ひます。

その次は、これも若干毛色が違ふのですけれども、大蔵省にお伺いしたいのですが、ビールなんですけれども、これは地場産業育成といつても沖繩におけるオリオンビールというのは大体独占企業なわけですね。これをたしてどういふふうな

○中橋政府委員　いま御指摘のビールは、おっしゃいますように、沖繩におきましてはオリオンビールという一社がつくっておるわけでございます。その企業の育成にどの程度力を注いだらいいかという問題は非常にむずかしい問題でございしますが、私も基本的にやはり地場産業としましては最も成功をしてきた部類ではないかというふうに思っております。その一つといたしまして、本土のビールが沖繩に入りましたときには酒類消費税といえますいわば対本土関税のようなものを費税っております。これによってかなり保護されてきた部面があると思います。そこでそういった面を暫定期間におきましてはかなり配慮する必要があるのではないかと、という基本方針をとったわけでございます。

○中橋政府委員　現在の沖繩におきますところの税制のもとで申し上げますと、現在沖繩のオリオペンビールは、大びんでございますけれども、一本当たり四十セントのようでございますから、これを三百八円で換算をいたしますと百二十三円二十銭くらいに当たっております。それから本土で製造いたしました沖繩に持つてまいりましたビールは五十五セントくらいで売られておるようでございますので、これを換算いたしますと百六十九円四十銭くらいになるわけでございます。この百二十三円なり百六十九円の中にそれぞれ税金がどれくらいかと申し上げますと、沖繩島内産のビールは大びん一本当たり五十円六十九銭くらいでございますし、本土産のビールの中には九十一円六十三銭くらいの税金が入っておりますということで、そ

○佐藤(総委員) そうしますと、末端の商品価格で四十六円違うということになるわけですね。そうすると今後この四十六円の価格差を五カ年間続けるというふうに考えてよろしいわけですね。

てまいるものですから、税金の負担額だけを判断の基準にいたしたいと思ひまして、復帰後におきますところのビールに對します税金は、実は現在たとえば大びん一本当たりで申しますと、五十円余りの税負担というものがありますから、ひとつそれをもとに考えたいということでございます。そうしますと、本土のビールが大びん一本当たり

は、大部分のものにつきましては五年間そのまま横すべりにするという基本方針がございますから、この十七円余りというものをそのまま軽減をするのが一つの方法でございます。

ところが、さつき申しましたように、かなり関税的なものでもっていままで推移しておりますので、この六十七円余りの本土におきます税金と、それから沖繩にそれを持って参りましたときの九十一円との差額、約二十四円ございますけれども、これもやはり関税的なものとして考えざるを得ないのではないかとということでございます。しかしながら、いつまでも、せっかく本土に復帰しました同じ法域に入っておりますから、先ほど佐藤委員から御指摘のように、あまり地場産業保護ということばかりでもないかもしれませんから、この関税

佐藤(親)委員 その価格による規制という問題
在の沖繩におきまるところのビールの税金五十円
余りとの差額約十七円は五年間据え置きにいたし
たい、こういうのが基本線でございます。

○中橋政府委員 量的な制限で本土から沖縄に入るビールを抑えることによりまして地場産業を保護するというやり方も確かにあると思います。

先ほど申しましたように、まず価格でやる方法で、本土から向こうへ持つてまいりますビールをある程度高くすることによりまして保護する方法、それからいまおっしゃいましたように、本土

やはり人為的な操作がかなり入るといふ欠点がございます。たとえば量的な問題を取り上げるといふにしても、毎年毎年一定量に限りまして本土からビルを持ってまいるということにいたしました。

しても、そのビールを一体どういう流通経路で扱うか、あるいはまた、沖縄の人たちがもう少しほしい、本土のビールが飲みたいんだ、価格は高くても本土のビールが飲みたいんだというときに、それをおかしてまであえて量で制限できるかという問題もございしますので、価格によりますところの差をつけたり、量的な制限をつけたりするという方法は避けたわけでございます。

○佐藤（銀）委員　具体的に量規制というのは事実上なかなかむずかしいと思うのです。問題は、これから将来にわたって五年、こういう措置をとつ

したいという計画になっているわけですけれども、はたして五年後にこの十五万石という数字で、ほんとうにこの価格差がなくなった場合に、本土のビールがどんどん入った場合に、ビールと

に採算が合うんだろとかどうかという疑問があるわけです。その点についてはどうですか。

○中橋政府委員　現在の水準からいいますと、オリオンビールがかなりやつていくには、おっしゃいますように、たとえば十五万石くらい生産をすればいいというお話しがあることは私どもも聞いております。それで、基本的に私どもは、間接税

どもは、やはり五年間という猶予期間がございまして、その間に、まず第一には、企業それぞれでいろいろな努力をしていただきまして、新しい情勢に適合していただくようなことを考えていか

なければならぬのじやないかというふうに思っております。それでですから、間接税だけではございませんで、直接税のほうでも、たとえば償却を厚くするとか、近代化の指定を受ける業種についてはまた別途のいろいろな利益があるとかというふうなことで企業の體質を強化する面も考えておるわけでございます。

それで、特にビールにつきましては、いま佐藤委員もおっしゃいましたように、確かに多量のものでございますから、なかなか運搬費がかさむという問題は、地理的にはその点では一つ安心がよい

くわけでございますが、そのほかに生ビールという問題がございます、現在までも、オリオンビールにおいてもかなりそういう点に着目しまして、本土からはなかなか生ビールを持ってこれないという地理的な差を利用いたしまして、そういう分野にも進出したしておるようでございますから、かなり努力をしていただければ、そしてまた、かすに五年間の年月をもってすれば十分やっていけるんじゃないかというふうに私もでは現在のところ見ておるわけでございます。

○佐藤(観)委員 それに関連をして、本土に復帰した場合に、ビールの原料であるモルトに一五%の関税がかかってコスト高になる、あるいは外貨の割り当てからいって、モルトとかホップとか米がなかなか入りにくい、あるいは原料用の米、これも食糧の適用になるわけですから、そうなる購入が現状より高くなるんじゃないかというこどもいわれてるわけですが、このモルトあるいはホップ、碎米、こういうものの措置というものはどういうふうになっておりますか。

○中橋政府委員 関税の特別措置も五カ年間に限っておるようでございますから、五年たった晩においては、確かにそういう税負担も、本土の企業が受けておると同じようになるわけでございます。ただ、ビールの生産用の米等につきましては、碎米を使う部分もございまして、そういう面の配給についてのしんしゃくというのがあるいは五年先、あるいは五年までもに農林省のほうでやられるかどうか、ちよつとその辺は私もつまびらかにいたしておりませんけれども、原則として、やはり税制面からいえば間接税、内国消費税も、それから関税も、大体五年たてばやはり同じようなベースになるということでございます。

○佐藤(観)委員 ビールの話はそこまでにしませんが、今度は別の形態で、開発ということである問題になる点なんです、それは一つは八重山の西表の問題なんです。ここに現在琉球政府立の公園をつくる予定になっていることなんです。

すけれども、現状、西表はどういうふうになっておりますか。環境庁の方……。

○宇野説明員 お答え申し上げます。現在、西表は琉球政府立公園にしようというところ、琉球政府のほうでその準備中でございます。

○佐藤(観)委員 そうしますと、それは復帰後はどういうふうになるわけですか。

○宇野説明員 私どもといたしましては、西表が琉球政府立公園になった場合には、復帰後これを本土の国立公園というふうに見なすというふうにする予定でございます。

○佐藤(観)委員 環境庁のほうからあえて御説明いたしたくと思つておつたわけですが、西表というのは、作家の戸川幸夫さんがさがし出した西表ネコというたいへん世界的にも珍しい動物がおるわけだし、日本に残されたただ一つの原始林じゃないかというふうな、たいへん今後日本としてもこれはどうしても保存していかなければいかぬというところだと思つたわけですね。ところが、ここに、これは通産省にお伺いをしたいのですけれども、古見岳から銅が出るというふうなことで銅の採掘権が許されているようなんです、このあたりはどういうふうになっておりますか。

○佐藤(観)委員 西表島におきまします金属鉱床につきましては、古くから知られておりました、かつて地元の方が試掘したこともあるわけでございまして、その後やはり地元の方がいろいろ調査した結果、銅の有望な鉱床が見つかりまして、四十六年の九月に試掘の鉱業権の出願が許可されておりました、四十七年度、本年度の夏ごろから試掘をやるといふ計画を立てておられるようでございまして、まだ試掘の段階でございまして、はたして稼行にたえ得るかどうか、具体的ににはボーリングをやってみませんとはつきりいたしませんけれども、一応そういうボーリングも含めた調査の計画はお持ちになつておられるようでございます。

○佐藤(観)委員 私が知つた範囲では、この採掘権、先ほど御質問なさつた國場さんのおにきさ

ですか、國場幸太郎さんをお持ちだということ、これは余分なことですけれども、問題は、この地図で見る限り、銅というのは、私も詳しくは知らないですけれども、いわゆる足尾銅毒事件以来、いろいろ問題があるわけですね。あるいはあそこで製錬するのかがどうかはつまびらかではないので、今後は、この先ほど言つた国立公園にする予定になつておるこの西表の地が、この採掘によつて非常にあぶないことになるんじゃないかという心配を私は持っているわけなんです。その点、そういう採掘の専門である通産省、それから国立公園を今後管理しなければいかぬ環境庁のほうも、どういう御意見だかお聞かせ願ひたいと思ひます。

○佐藤(観)委員 復帰いたしますと、日本の鉱業法の適用に相なるわけでございしますが、もちろん試掘の段階であれ、あるいはまたそれが成功いたしました採掘といふことになった場合、いずれの場合におきましても、公益に害を与えるようなこと、あるいはまた国立公園等に問題を及ぼすようなことのないように、具体的な施設段階では、施業案といふものを提出して、本土でいへば通産局長でございしますかの認可を得て操業するということになりますので、特に最近の非鉄金属の公害問題もございしますので、その点は十分に通産省としても、配慮いたしてまいりたいと考えております。

○宇野説明員 先生の御指摘のとおり、西表島の私どもが保護したいと思ひます要点は、原生林でございまして、私もといたしましては、できるだけ広い範囲を保護したいわけでございまして、それ、何せ西表島一帯が約二万七千ヘクタール、その中で、現在の計画では約一万ヘクタールを国立公園にしたい。これでも相当の面積の割合を占めるわけでございまして、地元の方の生活等もございしますので、一応これが限度ではないかと実は考へておるわけでございまして、その点で、いま御指摘の古見岳というのは、原生林といたしましては比較的価値が薄いと申します、島の中では

価値が薄いと申す、そういうところで、私どもはこれを区域からはずすことはやむを得ないのじゃないか、そういうふうにご考へておる次第でございます。そういう意味で、保存されるべき原生林約一万ヘクタールをとりまして、いまの鉱山との関係は一応私どもとしては心配ないのじゃないか。これは通産省のほうにもお願いをいたしまして、御指導をお願いしたいというふうに考へております。

○佐藤(観)委員 私は、もう一つ心配なのは、この西表島の東側というところは、八重山海域といつて、サンゴ礁が非常に珍らしいところで、透明度が日本一というところなんです。まあとにかく島で輸送しなければいかぬわけですね。これがやはり八重山海域の透明度というものを非常に高くしているわけじゃないかというところを非常に心配をしていられるわけなんです、そのあたりの点はいかがですか。

○宇野説明員 御指摘の海域につきましても、これはやはり国立公園といたしまして、約三万ヘクタールぐらゐの海域を指定したいと考えておるわけでございまして、これは現在のところ、いろいろと漁業関係との調整もございまして、特に規制を強くできる地域というふうにはすぐには持つていきにくいと思ひます。そういう点で、確かに御心配の点があるかと思ひますが、これは鉱業の操業、その形態、そういうところで通産省のほうの御指導をお願いして、私どもとしては保護に万全を期してまいりたい、そういうふうにご考へております。

○佐藤(観)委員 それからもう一つ、この点で問題なのは、先ほど課長さんも言われたように、原生林なわけですね。これが、私の知つておる範囲においては、八重山開発株式会社が大昭和製紙と提携して、この原生林を借りて伐採をするということをお聞かしてございまして、これはほんとうは林野庁にお聞きしなければいけなかったかもしれない、この点はどういうふうになつておるのですか。

○宇野説明員 実は、その問題が御指摘のとおりございまして、その部分林契約というのが相当面積にわたっております。したがって、これは長期でございまして、このままでまいりますと原生林が切られていく、そういう心配があったわけでございまして、この調整のために実は今まで手間でございまして、最近、一応調整ができて、一万ヘクタールの私どもが国立公園に将来引き継ぎたいという地域については、この部分林、したがってその切られるという問題は一応解消したというふうに実は林野庁のほうから私ども伺っている次第でございまして、

○佐藤(親)委員 もう一つ通産省にお伺いをしたいのですけれども、沖繩の南部のほうで天然ガス及びヨードが出るところがある。これはたしか六回ぐらい調査をしているわけなんです。これはどこですか。

○飯塚政府委員 三十五年から四十五年までの間六回ばかり、これは総理府の予算に基づきまして調査をしておりますが、実際に調査に当たりましたのは、通産省の地質調査所の専門家でありまして、沖繩南部におきまして天然ガスの埋蔵の可能性がかなり強いということになっております。これは天然ガスは、水溶性の天然ガスでございまして、水と一緒にまじっている天然ガスでございまして、水の中にヨードが含まれておるとい成分のものでございまして、

○佐藤(親)委員 場所はどこなんですか。

○飯塚政府委員 沖繩の南部の那覇市の東のほうに当たる地帯でございまして、

○佐藤(親)委員 それで、この場合に、水溶性の天然ガスをとった場合に、かなり地盤沈下が起きるんじゃないかという問題が地元ではいろいろ問題になっているわけなんです、この点はいかがですか。

○飯塚政府委員 水溶性の天然ガスでございまして、その危険性は私どもとしてもいろいろ心配しておるわけでございまして、特にヨードをよけい

採取しようといいたしますと、水のくみ上げ量が多くなるわけでございまして、その分だけ危険性が多くなるわけでございまして、当面私どもの考えておりますのは、島内の都市ガスの需要に見合うような天然ガスの採取に重点を置いて、しばらく様子を見た上で地盤沈下の状況等を見ながら、もし差しつかえなければヨードの採取にしてもやってみようというふうに、そんなふうにも考えております。いずれにいたしましても、地盤沈下の問題を重点に考えながら、天然ガスの採取について指導をしていきたいと考えております。

○佐藤(親)委員 まだ多々問題はありますけれども、一つは地場産業を育成しなければいかぬという基本問題と同時に、開発を進めることによつて公害にまた沖繩の海が侵されるといふ本土の二の舞いがあつてはならぬと私は思うわけです。私がいま西表の問題あるいは沖繩の南部の天然ガス採取の問題、こういうのをあげたのは、公有水面の埋め立てという問題もいろいろあるわけですね。これはきょうもう時間があつてから触れませんけれども、本土のように工業が出ていった、そのかわり沖繩の海が二度と泳げないような海になつたということではどうにもいかぬことだと思つて、その辺を私たちもこれからずっと監視を続けたいけれども、ひとつ総理府のほうでも本土の二の舞いになることがないように監視を続けていただきたいと思います。それを要望いたします。そして終わりにさせていただきますと思つて、

○齋藤委員長 午後六時より再開することとしたし、この際、暫時休憩いたします。

午後五時三十二分休憩

午後六時八分開議

○齋藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。沖繩振興開発金融公庫法案に対する質疑を続行いたします。堀昌雄君。

○堀委員 沖繩開発金融公庫について、すでに昨年質疑が行なわれておりますけれども、本日重ねて私は、この法律の表面上の形式と実際に運営をする中身の問題との関係で、少しお伺いをしておきたいと思つております。

この法律は、第一条で、「沖繩振興開発金融公庫は、沖繩における産業の開発を促進するため、長期資金を供給して、一般の金融機関が行なう金融を補充し、又は奨励するとともに、沖繩の国民大衆、住宅を必要とする者、農林漁業者、中小企業者、病院その他の医療施設を開設する者、環境衛生関係の営業者等に対する資金で、一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通し、もつて沖繩における経済の振興及び社会の開発に資することを目的とする。」これはっきり書いてあるわけです。そこで、この中で、いまの「一般の金融機関が行なう金融を補充し」ということは、一般的に政府関係金融機関の原則であります。その次に、「又は奨励するとともに」という一項が入つておられます。これは一体どういう意図で奨励をするということが書かれておられるのか、ちよつとそこを最初に伺つておきたいと思つて、

○山中国務大臣 これはもう本土の金融機関においては、政府が政策金融をやりますと、当然それに対する協調融資というのがなじんでいますけれども、沖繩においては、起債市場もありませんし、そういうような習慣がなじんでいないということから、これは書かなくてもいいのですけれども、やはり沖繩の市中金融機関というものは、こういう政府の政策金融が行なわれたならば、それに対して協調融資その他のこれに対する援助というふうなものをしたいという意味で、それを奨励する、こういうつもりでございまして、

○堀委員 そこで、実は今後これは業務方法書を書かれることになるのですが、まだ私どもには実業務方法書、その案等も明らかにされていない現状であります。そこでこれはやはりこれまでの政府関係金融機関の法律と同じような形態になつてお

りますが、国民金融公庫法はその業務方法書の、これは四十五年の分でありまして、借受人の資格」として「適切な事業計画の下に独立して事業を営み又は営もうとする者であつて、銀行その他一般の金融機関から資金の融通を受けることを困難とするものに限る。」とありまして、「保証人」の項に「原則として一名以上とする。但し、担保を徴する場合又は連帯貸付の場合は免除することが出来る。」担保「公庫において必要と認めるときは、不動産その他適切な担保を徴する。」これが実は国民金融公庫の現在の業務方法書ですね。おそらくこの業務方法書を書くときには、ここでは全部の政府関係のものが入つていくわけですが、これはもう一つ中小企業金融公庫のほうもちよつと読み上げておきますと、第一条のほうは同じようなことで、「一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通することを目的とする。」とありますが、あとの担保とか、保証人では「保証人は、原則としてたてさせるものとす。」とか、やはり国民金融公庫と中小企業公庫では個々に全部違つておられます。

これは一体業務方法書を書くときに、そういうふうにならば項目別に全部さういふところを並べて、現在ある業務方法書のかなりのものがさういふように考えるのか、あるいはより何か包括をしたようなことで考えることにしておられるのか、その考え方をちよつと最初に伺つておきたいと思つて、

○山中国務大臣 これは当然沖繩において国が行なう政策金融、すなわち一銀行、六公庫、一公団、一事業団——公庫、事業団については融資業務のみということ、沖繩においてはまとめてめんどろを現地に置いて見られるようにというサービス行政の配慮をいたしておりますから、したがつていまのような業務方法書に準じたものを、それぞれの金融機関ごとに、沖繩においてもこの金融公庫の中に設定していくことになると思つて、しかし、時間的な問題でいま答弁のできない問題等も、やはり問題においては特殊な背景を持つて、

いと、これは口頭で終わつちやつて、琉球政府の立てた十年後の人口目標の百万オーバーも、達成できない。そうしてまた、老人と女子の状況になつたら、先ほども読み上げられたとおり、写真ではでき、しかしにない手はないという島になる可能性が、きわめて強いのです。その点は御指摘のとおりでありますから、これは十分に誠意をもって通産省あたりの協力も得ながら積極的な努力を展開していかないと、出てしまうと、これはもうなだれ現象を起こすおそれがありますので、ことに離島あたりの去年の干ばつ、台風、こういうところの出かせぎ労働者が一応は帰つておりますけれども、これが家族ぐるみ帰つてこないという本土流出になりますと、また農山漁村のにな手もなくなるといふ心配もありますから、単に工業のみならず、農林漁業にも配慮をしたいというふうに考えております。

○堀委員 通産省に入つていただいておりますから、いま私が指摘をした問題ですね、この問題は、私はタイミングが実はあると思うのです。これから三年も四年も先ということになりますと、ある一定の若い人たちが外へ出てきて、こちらへ来てしまつと、だんだんこれに影響されて、次々と弟だとか、その次の人たちがこれに引き寄せられてくる。だから、これから五年先、六年先に——いま長官が言われたように、確かに沖繩のこの問題点というのは、基盤整備は十分にできていまして、電力についても、水道についても、非常に不安があるから、出たくない。それはしかし五年くらいはたつたからできる。しかし、五年くらいはたつたところには、いま私の申し上げたように、労働力のほうがもうどうにもならぬということになつては困ると思うのです。

そこで私は、やはりこれはかなり積極的なそういう労働集約的な企業の誘致の問題があると同時に、これは単にこの開発金融公庫その他の融資だけの問題ではなくて、やはり今後の問題として、これは大蔵大臣にもお聞きをいただきたいのですけれども、やはり沖繩進出企業に対する何か

の税制上のフエーバーを与えるか何かをしない、なかなかこれは簡単に問題が処理できないのではないのかという点をいまは痛切に感じておられるわけですね。ともかくやはりできるだけ私どもも沖繩がその他の日本における過疎県と同じようなかつこうになるというところは望ましくないと考えておりますので、できるだけいまの琉球政府その他の考えられておる計画に沿うようにしてあげたいと思ひますけれども、どうもこれまでいろいろな諸施策を見てきた限りでは、この程度ではどうもその問題はなかなか解決ができないという感じを持つておるわけです。

そこで、先にちよつと通産省に伺いますが、通産省としては、これならという何かきめ手がありますか、時間がありませんから、簡単に、何かあれば、答えていただきたい。もしなければないと答えていただきたい。

○本田政府委員 御指摘のような事情があつて、これは人がきわめて重要だという点は、御指摘のとおりだと思ひます。

そこで、今国会に提案しております工業再配置促進法に基づきます誘導地域といたしまして、沖繩県の工業導入地域へ移転するもの、あるいは進出するものにつきまして、補助金を出すという法案が出ておりますが、これを活用すると同時に、基盤整備を、博覧会等とからみましてできるだけ早く基盤整備を進めたい、こういうふうに考えておる次第でございます。

○山中国務大臣 いまのことで、時間もあることですから簡単に申し上げますが、結果的な話ですけれども、沖繩海洋博というものを一応決定をいたしました。これに向かつては、相当大規模の公共投資を行ないます。若い人に全部肉体的労働をやれというつもりはありませんが、やはり関連のいろいろの需要も喚起できますから、沖繩の振興開発十カ年計画の各種公共事業も相当なスピードと厚みをもって投資されてまいりますから、やはりこれは現地におけるそういう雇用労働者と申していいですか、そういう事情には貢献するだろうと

思ふのです。その間に、やはり海洋博が終つたらがたりさびしい沖繩ということにしたいやいけませんので、そういうことを念頭に置きながら進めていく、つなぎということをよく考えていきたい。

それから、各種の本土における炭鉱離職者の特別措置、あるいは駐留軍離職者、それから中年齢層、これらの手法を縦横に駆使して、沖繩には全部そういう失業者の再就職やその他の手当をしますが、その中で一つだけ切つたものがあります。それは雇用促進手当、これについて、沖繩の企業が失業手帳を持った者を雇用場合には支給します。しかし、本土の企業が沖繩から流出人口として雇用した場合には、その雇用奨励金は出さなという、ある意味でこれは非常に消極的な手段ですが、本土の企業が沖繩の人を争つてかえに行く、それは手当までもらえるということだけは、そこでチェックしたいと思ひます。

○堀委員 今後の経過でいいのですけれども、大蔵大臣、いまいろいろと政府あげてこういう対策を考えておられると思うのですが、しかし、現実には、私もいまの沖繩海洋博はそれなりに評価をいたしますが、オリンピックが済んだあと、万国博が済んだあとというのは、いずれも、日本がたいへん大きなプロジェクトでやつたあとに不況が来ていることは、大臣も御承知のとおりですね。ですから、不況とか何とかの問題はさておいても、そのあとにギャップが来ることについて、やはりそれをその期間中にカバーするようにしたいかなければなりません。そのためにはある程度の企業が向こうに出ていくことなくしては、この問題は処理できない。それには例の自由貿易地域とか、いろいろあるあれがありますが、そういう限度を限つたものではなくて、特例的に何らかの税制の配慮等をする場合によつては必要だと思ふのですけれども、企業に対する税制問題、これは本土とは別でありますから、それに

ついて大臣は——それはまだどうなるかわかりませんが、おそらくそうなるであろうという想定のもとに、何かそういうフエーバーを与えることによってでもそういうギャップをなくして沖繩開発に資したい、こう考えるわけですが、大蔵大臣、いかがでございますか。

○水田国務大臣 海洋博をやるための準備で相当の投資が沖繩に行なわれ、また博覧会が開かれると、その期間は相当のにぎわいを呈することです。さういふうちに、このあとを維持していくということとは非常にむずかしいことであつて、相当万国博のあとのようなことになるのは避けられないと思ひます。したがつて、何らかの措置を考えないといふので、まだひまがあることであるから、この問題は十分関係者で検討したいと思ひます。

○山中国務大臣 税制のことで大蔵大臣の補足をして私が説明するのは悪いのですが、主として私が作業いたしましたので……

租特法の中で、海外投資損失準備金の構想を当てはめて、自由貿易地域投資損失準備金、あるいは特定事業場を指定することになっておりますが、そういうものについては、沖繩地域投資開発準備金、投資損失準備金というふうなもので、海外投資損失準備金のパターンを適用する。それから事業用買いかえ資産の特例、こういうふうなもの、沖繩の地域内において、那覇市の中の買いかえとかというものは除外しておりますけれども、そういうもので積極的に指定工業地域の中の振興をはかつていくという税制等は、固定資産税、事業税等はもちろんであります。そういう手法は一応駆使しておるつもりであります。

○堀委員 いまお話しになっておることですね、それはないよりけつこうだと思ふのです。しかし、事業を本土でやるのと沖繩でやるのとの場合で、結局一番魅力があるのは、労働力があるというところでしよう。その他の点はマイナスイメージです。企業家にとつてあまりプラスにならない。そうすると、かなり誘引となるメリットというものがなく、なかなかむずかしいのじゃないかと思ふのです。大蔵大臣のいまの御答弁は、研究した

い、こういうことなんです、その場合には、法人税の特別の減税のように非常にはつきりしたものの、租税特別措置で、要するに準備金とかそれから割増し償却とか、引当金とか、いろいろなことをこまかくやるのではなくて、非常にはつきり、すばつとわかるような何らかのものを、向こう五年間なら五年間沖繩に出たものにはやりましょうとか、ぱつと見て、これはペイできるなどという感じを起させるような措置というものが必要なのであって、確かにいまおっしゃるようないろいろな角度からの手配は十分されておりましたけれども、私は、それが今後の沖繩開発にとって、ギャップを埋めるという意味でも非常に重要な段階になってくるのではないかとこのことを感じております。いますぐやるという御答弁をいただく必要はありませんけれども、そういうものを含めて検討したいという御答弁をいただいております。

○山中国務大臣 どうも差し出がましいですけれども、私もブルトリコあたりの例も参考にして、思い切つて一定期間沖繩について進出企業の法人税は免除しようかということまで考えてみたのです。しかしながら、では沖繩の既存企業の法人税はどうするのだということになる、やっぱり既存企業も免税ということになる。そうすると、では沖繩と企業合併等が行なわれた企業はどうなるのだ。法人税の免除というのはきわめてドラステックな手段で、きくにはきくのですけれども、やはり沖繩の人たちの既存企業というものも、あの環境の中で苦勞してつくり上げた企業形態なんですから、それを全部やることがはたしていいことかどうか、判断がつかなくて、いま言ったような改善の策をとっております。しかし、今後沖繩について、沖繩地域だけにはたして企業を出てきまつかどうか。これはいろいろな抜け道はあると思いますが、いまのところは、法人税を沖繩に限ってだけ何かするという手法はとっていいというところであります。

○堀委員 私も、いまの問題を正常な姿で問題提起をしておるわけではありません。要するに、万博なりオリンピックのあとのように、海洋博のあとでたんとひどい条件が起きること、その緊急避難でありますから、だからそれは私も全部減免しろと言っているわけではありません。ただ、わかりやすい税制のフェーバーを与えるということもわからないのですが、まだないよりはいいのじゃないかということでもあります。ひとつ御検討をいただいております。

そこで、時間もあれですから、沖繩海洋博の前に、最近沖繩ではかなり本土からの旅行者がふえておりますから、大きなホテルが実はほとんど建ちかけておるわけでありまして、確かに大きなホテルの必要はあるのですが、ここで問題になりますのは、大資本のホテルが日本からいってほとんど大きなものを建てる。そうすると、いまの沖繩にある零細なホテルというか、旅館業者の皆さんは、競争できなくなるのではないかとこの点を私は非常に心配しておるわけです。私も向こうへ何か参つて宿泊してみても感じますのは、残念ながら沖繩の従来の旅館、ホテル等の設備は不十分でありますから、そこでこれはぜひひとつ考えていただきたいと思いますのは、運輸省入つていただいておりますけれども、向こう側にあるホテルをおるわけですが、何となく皆さん集まらなつて、いまの新しい近代的なホテルに対抗できるようなものを建てるための融資その他協力をして、そうして、ある意味ではスクラップ・アンド・ビルドになりますけれども、本土からいったものに競争できるような条件を沖繩のそういう旅館、ホテル関係の皆さんに指導をするといひますか——そうしない、いまのような形で、海洋博がある、これならいけるというのでほとんど大型のものが大資本でいってやる、これでは私は、いまの沖繩のホテル、旅館業者の皆さんは、たいへん困難なところへ追い込まれるおそれがある、こう思うのですが、これらについて、運輸省としては何か考えがあるのか、ちよつと聞かせていただきたいと思ひます。

○住田説明員 お答え申し上げます。御承知のように、沖繩の経済というものは、今後観光に依存するところが非常に大きいと思ひます。現在、私もいろいろ思ひます。今後非常にふえるであろうところの旅客のため、いろいろなホテルの整備あるいは旅館の整備について、検討しておるわけでございます。

実はホテルといわゆる政府登録旅館というものは、私どもの運輸省におきまして、政府登録の法律がございまして、これによって規制しているわけでございまして、その他の旅館は厚生省のほうでやっております。

現在、私どものほうにいたしまして、いわゆる政府登録旅館並びにホテルにつきましては、次のように考えております。今後予想される人数を予定いたしまして、現在客室数といたしまして八百七十一室ございまして、キャパシティが約千九百人でございます。これを四十七年度に千十室に、それから五十年に千六百十室にふやす、こういう予定にしております。そうしてももちろんこれはホテルそれから運輸省の政府登録の法律に基づいて旅館でございますが、いま先生の御指摘の既存業者との調整問題につきましては、厚生省と十分に打ち合わせいたしまして、先生のいまおっしゃったことも十分検討していきまして、今後そういうことのないように指導していききたい、かように考えておる次第でございます。

○堀委員 ひとつ総理府のほうでも、結局本土から来た大きなホテルのために現在あります沖繩の皆さんが取り残されるのはなくて、いまちよつと私が申し上げましたように、これはやはりある程度スクラップ・アンド・ビルドをしてロットを大きくしなければ、いまの小さいままではなかなか競争が困難になるのじゃないか、こういう感じが私はするので、その面の指導もお考えを願ひたいと思ひますが、いかがでしょうか。

を想定しまして、その数を大阪万博の例を機軸値で引つぱつてきて検討してみますと、いまのままの、たとえばいま運輸省が説明しましたようなことを含めても、昭和五十年のキャパシティは平日千二百名、ピーク時において千六百名宿泊者が泊まる場所のない条件のもとに沖繩に行かなければならぬという数字が出てまいりますので、これは既存業者に対してはもちろん融資も金融公庫でいたしますが、さらに現在コザあたりで特設的に見られるアメリカ軍との特契による、日本人が泊まるにはちよつとどうかと思われるような、外観はりつぱなんですが、相当改装をしないと普通のホテルにならない、見た目は鉄筋なんです、しかし、それをやはり改装費その他も見てあげます。あるいは厚生省の旅館業法で、本土の制限よりも沖繩のほうはゆるくしてあります。これもやはり沖繩海洋博まではその制限のもとに、旅館業法の特例でその条件で旅館をやつてもいいというようなことを等々駆使して、さらに足りませんから、琉球の沖繩県になりまして、沖繩県民の人々のために分譲もしくは賃貸される住宅といふものを建設するために、いま建設省住宅局と相談をいたしておりますが、大体受け入れ態勢その他を相談しまして、そういうものを間に合わせるようにしたいと思つております。

○堀委員 最後に、私もこの前三月七日の日に沖繩に参りましたときに、実は復帰後における給与の問題について沖繩の労働組合が二十四時間のストライキをやつておられる日にぶち当たりました。よく調べてみますと、組織労働者の中の大体七〇%程度は、すでに三百六十日読みかえを大体獲得しておるという情勢でありまして、しかし、なお残りの三〇%のために全部の労働者が連帯してストライキをやるといふことであります。私は、たいへんりつぱだと思ひました。そのときは、しかし、それは組織された労働者の問題としてはそれでいいわけでありましたけれども、沖繩における未組織の労働者、言うなれば小零細企

業に働いておる皆さんについては、はたしてこれらの道が開かれておるかという点、残念ながらこれは独自の企業でもありませんし、公的な企業でもありませんから、みずからそれらのものを負担しなければならぬ、きわめて困難な情勢に置かれておることをつづきに見てまいりました。

そこで、何とかこの皆さんを企業主を含めて救済をするというのをやるべきではないか、こう考えまして、一応修正案等準備をして実は当委員会の理事会に御相談を申し上げたわけであります。幸いにして皆さん方各位の御努力によつて、まあ私が当初考えましたものよりは後退をいたしましたけれども、しかし、それにしてもなおかつ今日の条件としては相当な条件のもとに皆さんの意見が一致をしたことは、私はたいへんけっこうだと思つておるわけですが、これについて少し基本的な考え方を申し上げたいと思つてあります。

それは、私がなぜ異様に低い金利を強く主張したかと申しますと、本来の融資というものは、借りた人に貸すというのが私は本来の融資だと思つてあります。しかしこの際は、これらの小零細な企業の皆さんがほんとうに借りたから貸してくれと言つてくださったといへんけっこうだけれども、要するに従業員の給与の読みかえのために要する費用は、結果としては借り入れ金でありますから、企業の負担になることは間違いないわけでありまして、そうすると、十分競争力があり、将来に対する見通しがあるものともかくとして、いまの沖繩における小零細企業の皆さんというのは、たいへん困難な情勢に置かれておりますから、せつなくさういふ道が開けても、なおかつ借りていただけない場合もあるのではないかと、う点に実は私は非常に重点を置いてこの問題を考えたわけでありまして、ですから、非常に安い金利を特に主張をいたしましたとは、借りた者に貸すのではなくて、あまり借りたくないような人にも、ぜひこういう金利ですから使つて、そうして沖繩の従業員が全体として同一の扱いを受ける

ようにしてもらいたいという私たち、それから政府の皆さんの意思を明らかにするために、特例的なものにする必要があるということが実は私が金利にこだわつた一つの理由であります。ひとつそういう意味で、今後いろいろな問題が残つてまいりますけれども、どうかこの円の通貨調整に伴う問題については、低利長期の融資をしていただく。事務的な取り扱いについては、本来のこの公庫業務と同じようなあまり煩瑣な複雑な手続でなくて、できるだけ簡素化した手続によつてこれらの利用者が喜んで使いましうという手だてをひとつ考えていただきたい、こう考えるわけでありまして、これについてのお考えをひとつ承りたいと思つてあります。

○山中国務大臣 沖繩の勤労者二十二万、官公署その他を除いて十四万、それらの労働者の人々と雇用者との間で先般労使の紛争という形が起りましたことは、これは本土政府としてまことに申しわけのないことであります。本土政府の通貨調整措置によつて、沖繩の人たちは本来労使の間で争うべきでないことを――労働者は、当然の権限として労賃の読みかえを要求するのはあたりまえでしょう。しかし、企業者は、収入の道が別途処置されない限りは、企業倒産かあるいは人員整理かの道を選ぶ以外には手段はないというところで、労使紛争に発展してしまつた。これは私は、本土政府としてまことにぎんぎの念にたえないのです。しかし、琉球政府から一応要望のありました産金十億、あるいは大衆金融公庫の融資の壁を取り払つた七億六千万、そして金融機関の貸倒準備金繰り入れ率の限度額を現在千分の十でありますものを十五、本土は十二になつたわけですから、これをやることによつて大体メリツトが出るというところで、おおむねストという形は收拾をいたしました。しかし、その後なおかつ私は心配でありました。琉球政府からの要望もありませんが、何としてもこれは、大衆資金のもとになるいはばコスト要因のための財源として融資というのは理論的につながらないわけですから、そのこと

も考えて心配して追跡しましたところ、やはり五〇％ぐらいはまあいいまいことしたままできておる。このままで復帰を迎えることは私たちの犯すたいへんな罪になるということを考えまして、今回お呼びかけと申しますか、御意見等を参考に、そして今回の措置によつて――これは理論的につながらないわけですから、自己資本以外の借り入れ金は全部これよりか高率なはずですから、それを借りかえることによつて金利差のメリツトが出ます。そしてその償還期限内に中小企業近代化の指定業種に全部いたしますし、また構造改善等をさらに進めてまいりますから、その間に十分に雇用労働者の賃金が自然に吸収されていってやつていける企業体質にしたい、こういうことを考えておりました、たいへん適切な、そしてこれは与野党をこえた非常にうるわしい結果である、たいへんありがたいことであつたと私は考えております。

○堀委員 そのまではけっこうですが、そのあと、私が申し上げた融資手続その他の簡素化といひますが、これらについても急を要する問題だと思ひますので、十分ひとつ配慮願ひたいと思ひますが、いかがでしょう。

○山中国務大臣 当然目的はつきりしておりますから、その目的に沿つたものは、資格があるとかないとかいうことを抜きにして貸すべき性格の金であると考えておりますから、その点は十分心してやります。

○齋藤委員長 関連して広瀬秀吉君。

○広瀬秀吉委員 沖繩振興開発金融公庫法に関連する一つは、「昭和四十七年度沖繩振興開発金融公庫予算案の骨子」という資料によりますと、この中で問題になるところだけ言いますが、住宅資金貸し付けが、百億の事業計画に対して貸し付け計画は四十億になつてゐる。交付率四〇％、こういうことであります。これは住宅のことですから、中小企業資金貸し付けのようにすんなりストリートに事が運ばぬという面があるということか

ら、こういうふうになつてゐるんだと思つてあります。これは来年度以降、沖繩において、やはり台風常襲地帯でもあり、しかもかなり今日粗末な住宅に住んでおられる方が非常に多いということも考へて、ことはこういうふうになつてゐるけれども、来年はこの問題についてどういふふうに改善をされるかということについて、ひとつ考え方を示していただきたいと思います。

○山中国務大臣 いまここで明年どうするかという、そこまでは詰めておりませんが、大体現地側と十分に意見の調整をして、現在向こうでとられておる制度、そして本土で最も優遇されてゐる制度といふものをいづれも上回る措置として設定いたしておりますから、これを実行してみてもなおかつ問題点があれば、それは沖繩のためにのみつくる金融公庫でありますから、十分その点は反映させるような努力はいたします。

○広瀬秀吉委員 そのほか、資金量だけの問題じゃなしに、貸し付けについての条件、こういうようなものについても、本土における住宅金融公庫というふうなもの貸し付け以上に条件を緩和して、早急に住宅の改善といふものにはかなりウエイトを置いてやつていただきたいということを要望いたしておきます。

それからもう一つの問題点は、沖繩振興開発法がある。おそらくこの振興開発金融公庫法も、その開発路線といひますが、そういうものに従つて、その資金的な裏打ちをするということにならなければならぬわけでありまして、そういう役割りを果たしていく。これはあくまで補完的なものではあるにしても、そういう計画と密接につながつていく必要がある。こういう見地で、振興開発法によれば、開発審議会というふうなものも設けられ、おそらくこれには知事も入るようなことになるだろうと思ふ。それを受けて、金融公庫の場合にも、やはり県民の意思あるいはまた県民を代表する知事の意思といふようなものが、かなり強く公庫の運営にも反映されなければならぬ

と思うのであります。したがって、この開港公庫法にも、運営審議会のごときものを設けて、沖縄県民の意思が、そしてまた振興開発審議会の意向が十分この公庫の運営の面でも生かされるような方策というものについて、どのようなお考えがあるか、この点を確かめておきたいと思うわけでありす。

○山中国務大臣 当初振興開発審議会の委員を二十五名とし、関係各省庁がきわめて多かったものですから、これは私の不覚だったのですが、十三名が各省庁の代表ということになっておりまして、ところが、沖縄も、法律の上では、学識経験者は別に、沖縄県知事、県議会議長、そして市町村長代表二名、市町村議会議長代表二名、計六名になっておりました。これではやはり知事が原案をつくって、審議会にかけて総理大臣が最終的に決定する場合に、原案作成者の沖縄側の委員が過半数じゃないじゃないか、これは確かにそのとおりだと思ひまして、委員会の修正に快く応じて、三十名にふやしてもらいました。したがって、審議会のほうも、過半数を沖縄の代表をもって充てたいと思っております。

したがって、私は当初その構想の中で、この金融公庫の運営に関する部会をつくってと思つておりましたが、やはりこの際は一歩前進をして、法律には書いてございせんが、閣議決定というような最高の政府意思決定でもって運営協議会をつくりたいと思つております。いまの構想では二十名とし、過半数は沖縄代表をもって充てるといふつもりであります。しかし、代表と申ししても、大体振興開発審議会の代表の中から選ばれるであろうと思ひますけれども、やはり別個のこの公庫に関する運営についてのみの協議会をつくりたい、そういうつもりであります。

○齋藤委員長 小林政子君。
○小林(政)委員 沖縄振興開発金融公庫は、琉球開発金融公社並びに大蔵金融公庫、あるいはまた琉球政府の特別会計の権利義務を引き継いで、そうしてその純資産額を政府が出資したというふうに

みなす、こういうふうになつてゐるわけですが、けれども、いわゆる県引き継ぎ分が二百十二億円、そうしてこれに対して政府の出資金というのは三十億円でございます。わずかに七分の一にしか当たりません。この金融公庫の資本金の圧倒的な部分というのは、私はやはり長年の県民のそれこそ努力と、そして苦勞のじんでゐるような、こういう財産権である、こういうふうになつてゐる、すけれども、沖縄県民の貴重なこの財産に対して、大臣は一体どのように認識をされてゐるのか、まず第一にお伺いをしておきたいと思ひます。

○山中国務大臣 私も、基本認識はそのとおりだと思います。沖縄県の方々に帰属すべきものである。でありますから、この公庫は、沖縄県民以外に融資にならない。いわゆる沖縄県民のため以外に融資をしないわけでありすから、また本土政府が対米折衝の過程で、私たちは資産承継と言ひましたけれども、批判する人は資産の買ひ取りだ、いづれにしても金を払つたわけですから、しかし、沖縄側に対してその負担を絶対かけないというこで、金額としてはいまおっしゃるとおり、沖縄に対してのみ使われる金融公庫の原資として全部出したわけでありすから、このところは、いまの段階において沖縄側と意見の相違がある、見解の相違があるという点はないものと思つております。

○小林(政)委員 私は、沖縄県民のほんとうに自主的な、そして経済をみずから復興していこう、こういうような計画をはかる上で、またあるいは県民の生活の向上、こういう立場からこのような計画を立てたい、そういう裏づけであるというこであれば、その運営は当然県民にまかせられるべきものではないだろうか。国が資金の援助をするというこは、長年本土から切り離されて、そして苦勞してきた県民に対して援助するといふことは、これは当然のことだといふふうな考へておられますけれども、その上に立つて、資金計画だとかあるいはまたその運営等について

は、自主的に沖縄の県民にまかせるのが至当ではないだろうか、このように考へますけれども、大臣この点についてどのような認識を持ていらつしやいますか。

○山中国務大臣 まかせる形の問題をどういふふうにとらえておられるのかわかりませんが、たとえば沖縄県の金融公社みたいなものにして、ということかもしれません、そういうことになりすことかもしれませんが、その他政策金融機関は政策金融機関で、別々に出ていかなければならぬことになるのだらうと思ひます。これを開銀も含めて国の中小企業金融機関とか何とかというやうなものを全部沖縄県にまかすといふことは、政策金融機関でございすから、なかなかやりにくい。そこでこのやうな形にいたしましたけれども、これは沖縄県以外に使われぬ金でありすから、先ほど広瀬委員に御答弁申し上げましたやうに、運営のあり方が、沖縄県の人たちの代表が過半数を占めておること、御納得をいたされれば、その意味で沖縄以外に使う金ではありませんし、その配分の適正さを得るならば、それで私としては結果よろしいのではないかと思ひます。

○小林(政)委員 当初、これは長官も御存じだと思ひますけれども、琉球政府並びに沖縄県民がやはり非常に強く要望してゐたのは、もつと自主性を持つて、そして計画も資金計画あるいは復興計画、こういうたやうなものが自主的に立てられるやうな、こういうことを強く要望してゐたことは御承知のとおりでございますし、私もその立場は基本的に支持し、当然のことだと思ひておりました。

ついでには、お伺ひしたいのですけれども、奄美群島の返還のとき、あの振興特別措置法でもって奄美群島振興信用基金については、県に機関委任をされたわけですから、その管理については知事に管理をまかせるといふやうな措置がとられたわけですから、今回なぜこのやうな沖縄の問題については知事にまかせるといふやうな、こ

うことが行なわれなかつたのか。私もはもんこの機関委任といふやうなことにしても十分だといふふうには考へておりますけれども、しかし、奄美にやられたことがなぜ沖縄でやられなかつたのか、この点についてお伺ひしたいと思ひます。

○山中国務大臣 これは御承知のやうに、奄美群島は鹿児島県の一部であります。したがつて、これは奄美大島が本土に復帰いたしました昭和二十八年十二月から数年を経て、昭和三十四度の予算において初めて奄美復興基金といふものができたわけです。その際、これは開銀業務その他でやるわけじゃありませんし、主として奄美群島内の同じやうなガリオア資金その他の返済用積み立てといふものを含めたものの融資が主でありましたから、鹿児島県知事にその事務を委任するといふことが最も正当であらうと思ひましたが、今回は県ぐるみ金融公庫としての対象にするわけでありすから、国策金融機関も全部たばねて現地でその業務を行なう。したがつて、異例のことながら、この公庫の本店は那覇市に置かれることになつたわけでありすので、これらの点は奄美群島の復興基金——現在には復興基金であります、その創立の当初とは基本的に実態を異にするといふやうに思ひます。

○小林(政)委員 大蔵大臣に伺ひたいと思ひますけれども、県民の財産が主要な部分を占めております金融公庫のその一切の権限、いわゆる監督権だとか、あるいはまた役員解任権だとか、あるいは業務方法書だとか、あるいはまた事業計画、資金計画、それを報告するとか認定する、認可するといふやうな、こ

の資本の中に占めております沖繩県民のそれこそ財産というものを考えますときに、一体自主性というふうなものがこの中で今後どれだけ尊重され、どれだけ生かされていくであろうか。主観的にはいろいろと考えられますけれども、実際の権限は国が握っている、こういうような中で、はたしてどれだけその県民の要望というものが生かされていくのかどうか、こういうことを考えますと、非常に大きな問題を含んでいるのじゃないか、このように考えます。ましていまのような状態で全部国が権限を握っていくということになれば、私は、むしろ貴重な沖繩県民の財産というものを国がすべて全部略奪するような結果といえますか、こういうことにすらなるのではないだろうか、こういうふうな考えますけれども、大臣の基本的なお考えをこの際伺いをいたしておきたいと思ひます。

○水田国務大臣 県民の意思が尊重されるために、いま長官から言われましたように運営協議会、これは協議決定をもつてできるということになるうと思ひますが、その中に沖繩県代表が委員として入られる。そしてそこで業務の調査もできますし、意見を述べることもできるというふうなことで、これは沖繩県民の意思が運営に反映されるようにというふうな運営のしかたについて十分考えるつもりでございます。

○齋藤委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○齋藤委員長 本案に対し、自由民主党を代表して藤井勝志君外四名より修正案が提出されております。

沖繩振興開発金融公庫法案に対する修正案
沖繩振興開発金融公庫法案の一部を次のように修正する。
第十九条第六項後段、附則第八条から附則第十

三条まで、附則第二十七条、附則第二十九条、附則第三十条、附則第三十三条及び附則第三十六条から附則第三十九条まで中「昭和四十六年法律第 号」を「昭和四十七年法律第 号」に改める。
附則第十二条中「第七十七条の七」を「第七十七条の六」に改める。

○齋藤委員長 この際、提出者より趣旨の説明を求めます。藤井勝志君。

○藤井委員 ただいま議題となりました沖繩振興開発金融公庫法案に対する修正案につきまして、提案者を代表し、私より、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、修正案でございますが、案文はお手元に配付いたしておりますので、朗読は省略をいたします。

沖繩振興開発金融公庫法案は、前国会に提出されて、この国会に継続案件となっております。

そこで、本案につきましては、法律番号に関する字句の整理及び今回の国会で租税特別措置法の改正に伴う条文の整理が必要となつたのであります。

以上で修正の趣旨の説明を終わります。

何とぞ各位の御賛成をお願い申し上げます。

○齋藤委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○齋藤委員長 これより原案及び修正案について討論に入りますのでありますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

これより採決いたします。

まず、藤井勝志君外四名提出の修正案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○齋藤委員長 起立多数。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除いて、原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○齋藤委員長 起立多数。よって、修正部分を除く原案は可決し、本案は修正可決いたしました。

○齋藤委員長 ただいま議題いたしました沖繩振興開発金融公庫法案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党を代表して、藤井勝志君外三名より附帯決議を付すべしとの動機が提出されております。

この際、提出者より趣旨の説明を求めます。藤井勝志君。

○藤井委員 ただいま議題となりました沖繩振興開発金融公庫法案に対する附帯決議案につきまして、提案者を代表し、私よりその趣旨を御説明申し上げます。

案文は、お手元に配付してありますので、朗読は省略させていただきます。

御承知のように、本公庫は、沖繩の復興に伴い、沖繩における経済の振興及び社会開発をはかるため、一般金融機関が行なう金融を補充し、または奨励するとともに、一般の金融機関が融通することを困難とする場合もその機能を發揮することを目的とするものであります。

沖繩における経済社会の現状を見ますと、沖繩の経済の振興及び社会の開発は、復興と同時に格段の配慮が必要とされるところであります。

このような見地からいたしまして、本公庫は、復興後の沖繩における経済活動の中核として、その役割りはきわめて重要となると思われのであります。

したがって、今後政府においては、本公庫の業務運営の強化をはかるため、経営の健全化に極力つとめるとともに、その運営にあたり、沖繩

県代表を含めた協議会を設けるなど、地元沖繩県の意向を十分反映せしめるようつとめるべきであります。

さらに、沖繩県の経済に重要な地位を占めている中小企業の実情にかんがみ、本公庫の運営にあつては、中小零細企業向けの資金が十分に確保されるよう配慮すべきであります。

また、特に公庫の業務方法としては、沖繩の円経済への移行に基因して事業活動に著しく支障を生ずると認められる中小企業者に対し、その経営の安定に資するため、長期低利の特別融資を行なうべきであります。

以上、簡単であります。提案理由の説明を申し上げます。

何とぞ各位の御賛同をお願い申し上げます。

沖繩振興開発金融公庫法案に対する附帯決議(案)

一 沖繩公庫の業務運営の強化を図るため、経営の健全化に極力努めること。

二 沖繩公庫の運営については、沖繩県代表を含めた協議会を設けるなど地元沖繩県の意向を十分反映せしめるよう努めること。

三 沖繩公庫の運営に当たっては、中小、零細企業向けの資金が十分確保されるように配慮すること。

四 沖繩における中小企業者で円経済への移行に伴い事業活動に支障を生ずるものに対し、長期低利の特別融資を行なうこと。

○齋藤委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

おはかりいたします。

本動議のごとく附帯決議を付するに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○齋藤委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

本附帯決議に対し、政府より発言を求められておりますので、これを許します。山中総務長官。

○山中国務大臣 ただいま御決議のありました事項につきましましては、政府としても御趣旨に沿って十分配慮いたしたいと存じます。

特に第四項の特別融資については、融資規模八十億円以内、貸し付け金利三%、貸し付け期間七年以内のうち、据え置き期間二年以内の融資を公庫設立後一年間を限り行なうことといたしたいと存じます。

○齋藤委員長 水田大蔵大臣。

○水田国務大臣 ただいま御決議のありました事項につきましましては、政府といたしましては御趣旨に沿って十分配慮いたしたいと存じます。

なお、第四項の特別融資につきましましては、大蔵省といたしましては、総理府総務長官から説明のありましたような条件で実施いたしたいと存じます。(拍手)

○齋藤委員長 次に、空港整備特別会計法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案は、去る十二日、質疑を終了いたしましたので、これより討論に入ります。

きましては討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

空港整備特別会計法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○齋藤委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○齋藤委員長 次に、おはかりいたします。

ただいま議決いたしました両案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願

いたたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○齋藤委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

【報告書は附録に掲載】

○齋藤委員長 次回は、来たる十八日火曜日、午前十時理事会、十時三十分委員会を開会することといたし、本日は、これにて散会いたします。

午後七時十二分散会

沖繩振興開発金融公庫法案 沖繩振興開発金融公庫法

目次

第一章 総則(第一条―第七条)

第二章 役員及び職員(第八条―第十八条)

第三章 業務(第十九条―第二十三条)

第四章 会計(第二十四条―第三十一条)

第五章 監督(第三十二条―第三十四条)

第六章 雑則(第三十五条―第三十六条)

第七章 罰則(第三十七条―第四十条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 沖繩振興開発金融公庫は、沖繩(沖繩県の区域をいう。以下同じ)における産業の開発を促進するため、長期資金を供給して、一般の金融公庫が行なう金融を補充し、又は奨励する

とともに、沖繩の国民大衆、住宅を必要とする者、農林漁業者、中小企業者、病院その他の医療施設を開設する者、環境衛生関係の営業者等に対する資金で、一般の金融機関が融通することとを困難とするものを融通し、もつて沖繩における経済の振興及び社会の開発に資することを

目的とする。

(法人格)

第二条 沖繩振興開発金融公庫(以下「公庫」という。)は、法人とする。

(事務所)

第三条 公庫は、主たる事務所を那覇市に置く。

2 公庫は、東京都に從たる事務所を置くほか、主務大臣の認可を受けて、その他の必要な地に從たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第四条 公庫の資本金は、附則第四条第二項の規定により政府から出資があつたものとされた金額に相当する金額とする。

2 政府は、予算で定める金額の範囲内において、公庫に追加して出資することができる。

3 公庫は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

(登記)

第五条 公庫は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記した後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第六条 公庫でない者は、沖繩振興開発金融公庫という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第七条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、公庫について準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第八条 公庫に役員として理事長一人、副理事長一人、理事三人以内及び監事一人を置く。

(役員の職務及び権限)

第九条 理事長は、公庫を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、公庫を代表し、理事長の定める

ところにより、理事長を補佐して公庫の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して公庫の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行なう。

4 監事は、公庫の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は主務大臣に意見を提出することができる。

(役員の内命)

第十条 理事長及び監事は、主務大臣が任命する。

2 副理事長及び理事は、理事長が主務大臣の認可を受けて任命する。

(役員の内命)

第十一条 役員の内命は、四年とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の内命)

第十二条 国務大臣、国会議員、政府職員(非常勤の者を除く)、地方公共団体の議会の議員、地方公共団体の長若しくは常勤の職員又は政党の役員は、公庫の役員となることができる。

(役員の内命)

第十三条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(代表権の制限)

第十四条 公庫と理事長又は副理事長との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が公庫を代表する。

(代理人の内命)

第十五条 理事長及び副理事長は、理事又は公庫の職員のうちから、公庫の從たる事務所の業務に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第十六条 公庫の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第十七条 役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(退職手当の支給の基準)

第十八条 公庫は、役員及び職員に対する退職手当の支給の基準を設けようとするときは、あらかじめ、主務大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第三章 業務

(業務の範囲)

第十九条 公庫は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 沖繩において産業の振興開発に寄与する事業を営む者に対して、当該事業に係る設備(航空機、船舶及び車両を含む。)の取得、改良若しくは補修又は当該事業の用に供する土地の造成(当該造成に必要な土地の取得を含む。)に必要な長期資金を貸し付けること。

二 沖繩に住所を有する者で沖繩において事業を営むものに対して、生業資金の小口貸付けを行ない、及び沖繩に住所を有する者に対して、恩給等を担保として小口の資金を貸し付けること。

三 次に掲げる者に対して、住宅の建設、住宅の用に供する土地の取得若しくは造成又は借地権の取得、幼稚園等又は関連利便施設の建設、関連公共施設の整備その他の政令で定める使途に充てるため必要な長期資金を貸し付けること及びこれらに関する業務で政令で定めるものを行なうこと。

イ 沖繩において自ら居住するため住宅を必要とする者

ロ 沖繩において自ら居住するため住宅を必要とする者に対し住宅を建設して賃貸する事業を行なう者(地方公共団体を除く)ハ 沖繩において自ら居住するため住宅を必

要とする者に対し住宅を建設して譲渡する事業又は住宅を建設してその住宅及びこれに附随する土地若しくは借地権を譲渡する事業を行なう者

ニ 沖繩において土地を取得し、造成し、及び譲渡する事業又は土地を造成し、及び譲渡する事業を行なう会社その他の法人並びにこれらの事業を行なう地方公共団体ホ その他政令で定める者

四 沖繩において農業(畜産業及び養蚕業を含む。)、林業若しくは漁業を営む者又はこれらの者の組織する法人その他政令で定める者に対して、必要な長期資金で政令で定めるものを貸し付けること。

五 沖繩において事業を行なう中小企業者に対して、当該事業の振興に必要な長期資金を貸し付けること。

六 沖繩において病院、診療所、薬局その他政令で定める施設を開設する個人又は医療法人その他政令で定める法人に対して、当該施設(当該施設の運営に必要なる附属施設を含むものとし、薬局にあつては、調剤のために必要な施設とする。)の設置、整備又は運営に必要な長期資金を貸し付けること。

七 沖繩において営業を営む環境衛生関係営業者その他の政令で定める者に対して、当該営業を営むために必要な施設又は設備(車両を含む。)の設置又は整備に要する資金(当該営業に係る衛生水準の向上及び近代化の促進に必要なものに限る。)その他環境衛生関係営業者の共通の利益を増進するための事業を行なうに要する資金で、政令で定めるものを貸し付けること。

2 前項において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 生業資金の小口貸付け 国民金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)第十八条第二項に規定する生業資金の小口貸付けをいう。

融に関する法律(昭和二十九年法律第九十一号)第二条第一項に規定する恩給等をいう。

三 幼稚園等又は関連利便施設若しくは関連公共施設 それぞれ住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)第十七条第二項又は第四項第二号に規定する幼稚園等又は関連利便施設若しくは関連公共施設をいう。

四 中小企業者 中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第三十八号)第二条に規定する中小企業者をいう。

五 環境衛生関係営業者 環境衛生金融公庫法(昭和四十二年法律第三十八号)第二条第二項に規定する環境衛生関係営業者をいう。

3 公庫は、第一項の業務のほか、第一条の目的を達成するため、産業労働者住宅資金金融通法(昭和二十八年法律第六十三号)第七条に規定する資金の貸付けの業務及び自作農維持資金金融通法(昭和三十年法律第六十五号)第二条に規定する資金の貸付けの業務を行なう。

4 公庫は、第一項及び前項の業務のほか、附則第四条第一項の規定により承継した権利義務の処理に関する業務を行なうことができる。

5 国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律第三条から第九条までの規定は、公庫が同法第二条第一項に規定する恩給等を担保として貸付けをする場合について準用する。

6 住宅金融公庫法第二十二條の二第一項の規定は、公庫について準用する。この場合において、同項中「第十七條第一項又は第二項の規定による貸付けの業務のうち、同条第一項第一号」とあるのは、「沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十六年法律第 号)第十九条第一項第三号の規定による貸付けの業務のうち、同号イ」と読み替へるものとする。

(業務の委託等)

第二十条 公庫は、主務大臣の認可を受けて、金融機関又は地方公共団体に対し、その業務(次条第一項の規定により委託を受けた業務を含む。)のうち政令で定めるものを委託することが

できる。

2 前項の規定による主務大臣の認可があつた場合には、金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、当該認可に係る業務を受託することができ。

3 第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関(以下「受託金融機関」という。)の役員又は職員で、当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(業務の受託)

第二十一条 公庫は、主務大臣の認可を受けて、住宅金融公庫の行なう住宅金融公庫法第十七条第九項に規定する保険の業務又は特別の法律によつて設立された法人で政令で定めるものの行なう貸付けの業務を受託することができる。

2 公庫は、前項の規定により業務の委託を受けたときは、当該委託を受けた業務に係る貸付けによつて生ずる債務の保証を行なうことができる。

(業務方法書)

第二十二条 公庫は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 貸付金の使途、貸付けの相手方、利率、償還期限、据置期間、貸付金額の限度、償還の方法、担保に関する事項等貸付けに関する業務の方法

二 業務委託の基準

三 その他政令で定める事項

(事業計画及び資金計画)

第二十三条 公庫は、四半期ごとに、事業計画及び資金計画を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第四章 会計

(予算及び決算)

第二十四条 公庫の予算及び決算に関しては、公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)の定めるところによる。

(国庫納付金)

第二十五条 公庫は、毎事業年度の損益計算上利益金を生じたときは、これを翌事業年度の五月三十一日までに国庫に納付しなければならない。

2 前項の規定による国庫納付金は、同項に規定する日の属する会計年度の前年度の政府の歳入とする。

3 第一項の利益金の計算の方法並びに同項の規定による国庫納付金の納付の手続及びその帰属する会計については、政令で定める。

(借入金)

第二十六条 公庫は、主務大臣の認可を受けて、政府から資金の借入れをすることができる。

2 前項に規定する場合を除くほか、公庫は、資金の借入れをしてはならない。

(沖縄振興開発金融公庫宅地債券)

第二十七条 公庫は、主務大臣の認可を受けて、第十九条第一項第三号の規定による貸付金に係る土地を譲り受けることを希望する者が引き受けるべきものとして、公庫の予算に定められた金額の沖縄振興開発金融公庫宅地債券(以下「宅地債券」という)を発行することができる。

2 宅地債券の債権者は、公庫の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

3 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

4 公庫は、主務大臣の認可を受けて、宅地債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

5 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条から第三百十一条までの規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

6 前各項に定めるもののほか、宅地債券に関し必要な事項は、政令で定める。

(余裕金の運用等)

第二十八条 公庫は、次の方法による場合のほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債の保有

二 資金運用部への預託

2 公庫は、業務に係る現金を国庫以外に預託してはならない。

(資金の交付等)

第二十九条 公庫は、業務を行なうため必要があるときは、受託金融機関に対し、貸付けに必要な資金を交付することができる。

2 公庫は、業務を行なうため必要があるときは、政令で定めるところにより、業務に係る現金を郵便振替とし、又は銀行その他主務大臣の指定する金融機関に預け入れることができる。

(会計帳簿)

第三十条 公庫は、主務大臣の定めるところにより、業務の性質及び内容並びに業務の運営及び経理の状況を適切に示すため必要な帳簿を備えなければならない。

(会計検査院の検査)

第三十一条 会計検査院は、必要があると認めるときは、受託金融機関につき、当該委託業務に係る会計を検査することができる。

2 会計検査院は、必要があると認めるときは、第十九条第一項第三号の規定による貸付けを受けた者の会計を検査することができる。

第五章 監督

(監督)

第三十二条 公庫は、主務大臣が監督する。

2 主務大臣は、この法律、産業労働者住宅資金融通法及び自作農維持資金融通法を施行するため必要があると認めるときは、公庫に対して、業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(役員解任)

第三十三条 主務大臣は、公庫の役員が第十二条

の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

2 主務大臣は、公庫の役員が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、これを解任することができる。

一 この法律、産業労働者住宅資金融通法若しくは自作農維持資金融通法又はこれらの法律に基づく命令に違反したとき。

二 刑事事件により有罪の判決の言渡しを受けたとき。

三 破産の宣告を受けたとき。

四 心身の故障により職務を執ることができないとき。

(報告及び検査)

第三十四条 主務大臣は、必要があると認めるときは、公庫、受託金融機関、第二十條第一項の規定により業務の委託を受けた地方公共団体(以下この項において「受託地方公共団体」という)若しくは第十九条第一項第三号の規定による貸付けを受けた者で同号ロからニまでの規定に該当するものその他政令で定める者(以下この項において「貸付けを受けた者」という)に対して報告を求め、又はその職員に公庫、受託金融機関、受託地方公共団体若しくは貸付けを受けた者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、受託金融機関又は受託地方公共団体に対しては当該委託業務の範囲内に限り、貸付けを受けた者に対しては当該貸付金に係る業務の範囲内に限る。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 雑則

(賃借人の選定等)についての住宅金融公庫法の

準用)

第三十五条 住宅金融公庫法第三十五条第一項及び第二項の規定は、第十九条第一項第三号の規定による住宅の建設に必要な資金の貸付けを受けた者で同号ロの規定に該当するものについて、同法第三十五条の二第一項から第三項までの規定は、同号の規定による住宅の建設に必要な資金その他政令で定める資金の貸付けを受けた者で同号ハ又はニの規定に該当するものについて、同法第三十五条の三の規定は、同号の規定による幼稚園等の建設に必要な資金その他政令で定める資金の貸付けを受けた者で同号ロ、ハ又はニの規定に該当するものについて、それぞれ準用する。この場合において必要な技術的

2 住宅金融公庫法第三十九条の規定は、公庫について準用する。

(主務大臣)

第三十六条 この法律における主務大臣は、内閣総理大臣及び大蔵大臣とする。ただし、第三十四条第一項に規定する主務大臣の権限は、内閣総理大臣又は大蔵大臣がそれぞれ単独に行使用することを妨げない。

第七章 罰則

第三十七条 第十九条第一項第三号の規定による貸付けを受けた者で同号ロ、ハ又はニの規定に該当するものが、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その違反行為をした会社その他の法人の代表者若しくは人又は会社その他の法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第三十五条第一項において準用する住宅金融公庫法第三十五条第一項又は第三十五条の三第一項に規定する基準に従わないで住宅又は第十九条第二項第三号に規定する幼稚園等、関連利便施設若しくは関連公共施設(以下この条において「関連施設等」という)を賃貸したとき。

二 第三十五条第一項において準用する住宅金

融公庫法第三十五條第二項（同法第三十五條の三第二項において準用する場合を含む。）に規定する額をこえて、家賃又は賃貸料の額を契約し、又は受領したとき。

三 第三十五條第一項において準用する住宅金融公庫法第三十五條第二項又は第三十五條の三第一項に規定する基準に従わないで住宅、関連施設等、土地又は借地権を譲渡したとき。

四 第三十五條第一項において準用する住宅金融公庫法第三十五條の二第三項（同法第三十五條の三第二項において準用する場合を含む。）に規定する額をこえて、住宅、関連施設等、土地又は借地権の譲渡価額を契約し、又は受領したとき。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の罰金刑を科する。

第三十八條 第三十四條第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした公庫の役員若しくは職員、受託金融機関の役員若しくは職員又は同項に規定する貸付けを受けた者である会社その他の法人の代表者若しくは人若しくは会社その他の法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者を三万円以下の罰金に処する。

第三十九條 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした公庫の役員を三万円以下の過料に処する。

一 この法律により主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第五條第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第十九條第一項、第三項若しくは第四項、

第一類第五号 大蔵委員會議録第十八号 昭和四十七年四月十四日

第二十一條又は附則第五條の業務以外の業務を行なつたとき。

四 第二十八條第一項の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第二十八條第二項の規定に違反して業務に係る現金を国庫以外に預託したとき。

六 第三十二條第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

第四十條 第六條の規定に違反して沖繩振興開発金融公庫という名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

附則

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（琉球政府行政主席への通知）
第二条 内閣総理大臣は、この法律の内容を琉球政府行政主席に通知しなければならない。

（設立の手續）
第三条 主務大臣は、公庫の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、公庫の成立の時に於いて、この法律の規定によりそれぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

3 主務大臣は、設立委員を命じて、公庫の設立に関する事務を処理させる。

4 設立委員は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定（以下「協定」という。）の効力発生の日の前までに設立の準備を完了しなければならない。

5 設立委員は、設立の準備を完了した日において、その事務を第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

6 公庫は、協定の効力発生の時において成立する。

7 公庫は、公庫の成立後、遅滞なく、その設立の登記をしなければならない。

8 公庫が成立したときは、主務大臣は、遅滞な

く、その旨を官報で公示しなければならない。

（琉球開発金融公庫等からの権利義務の承継等）
第四條 公庫の成立の際、現に琉球開発金融公庫の所有する権利義務で、協定に基づいて政府が引き継ぐこととなるもの、大衆金融公庫の所有する権利義務及び琉球政府の産業開発資金金融通特別会計、運輸船建造資金金融通特別会計、住宅建設資金金融通特別会計、農林漁業資金金融通特別会計又は本土産米穀資金特別会計に属する権利義務は、政令で定めるものを除き、その時において公庫が承継する。

2 前項の規定により公庫が権利義務を承継したときは、その承継された権利義務に係る資産の価額の合計額から負債の価額の合計額を差し引いた金額に相当する金額が、政府から公庫に出資されたものとする。

3 前項の資産及び負債の評価の方法については、政令で定める。

（特定の資金の貸付け）
第五條 公庫は、当分の間、第十九條第一項、第三項若しくは第四項又は第二十一條の業務のほか、前条第一項の規定により承継した本土産米

（所得税法の一部改正）
第八條 所得税法（昭和四十二年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中宇宙開発事業団の項の次に次のように加える。

沖繩振興開発金融公庫 沖繩振興開発金融公庫法（昭和四十六年法律第 号）

（法人税法の一部改正）
第九條 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中医療金融公庫の項の次に次のように加える。

沖繩振興開発金融公庫 沖繩振興開発金融公庫法（昭和四十六年法律第 号）

（印紙税法の一部改正）
第十條 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二中医療金融公庫の項の次に次のように加える。

沖繩振興開発金融公庫 沖繩振興開発金融公庫法（昭和四十六年法律第 号）

（登録免許税法の一部改正）
第十一條 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

（登録免許税法の一部改正）

（登録免許税法の一部改正）

（登録免許税法の一部改正）

（登録免許税法の一部改正）

（登録免許税法の一部改正）

（登録免許税法の一部改正）

穀資金特別会計に属する権利義務に係る資金を財源として、沖繩において農業又は漁業を営む者その他政令で定める者に対して、企業の合併に伴う合理化に必要な資金その他政令で定める資金の貸付けを行なうことができる。

2 公庫は、協定の効力発生の日以後一年間は、第十九條第一項、第三項若しくは第四項、第二十一條又は前項の業務のほか、沖繩において事業を行なう者で政令で定めるものに対して、銀行その他の金融機関からの借入金で政令で定めるものの返済に必要な資金の貸付けを行なうことができる。

（名称の使用制限に関する経過規定）
第六條 この法律の施行の際現に沖繩振興開発金融公庫という名称を用いている者については、第六條の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

（政令への委任）
第七條 この法律に定めるもののほか、附則第四條第一項の規定による権利義務の承継その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（政令への委任）

（政令への委任）

（政令への委任）

（政令への委任）

（政令への委任）

（政令への委任）

（政令への委任）

（政令への委任）

（政令への委任）

（政令への委任）

（政令への委任）

（政令への委任）

（政令への委任）

別表第二中医療金融公庫の項の次に次のように加える。

沖繩振興開発金融公庫 沖繩振興開発金融公庫法（昭和四十六年法律第 号）

（租税特別措置法の一部改正）

第十二条 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第四十一条の二第二項中「規定する宅地債券の購入に関する契約」の下に「沖繩振興開発金融公庫と締結した沖繩振興開発金融公庫法（昭和四十六年法律第 号）第二十七条第一項に規定する宅地債券の購入に関する契約」を加える。

第七十七条の七の見出し中「農林漁業金融公庫資金」を「農林漁業金融公庫資金等」に改め、同条中「農林漁業金融公庫」の下に「又は沖繩振興開発金融公庫」を、「掲げる資金」の下に「又は沖繩振興開発金融公庫法第十九条第一項第四号に規定する資金（政令で定めるものに限る。）」を加え、「当該資金」を「これらの資金」に、「同項」を「農林漁業金融公庫法第十八条第一項」に、「当該貸付け」を「これらの貸付け」に改める。

（地方税法の一部改正）

第十三条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号中「環境衛生金融公庫」の下に「沖繩振興開発金融公庫」を加える。

附則第十条に次の一項を加える。

3 道府県は、沖繩振興開発金融公庫が沖繩振興開発金融公庫法（昭和四十六年法律第 号）附則第四条第一項の規定により権利を承継した場合においては、第七十三条の二第一項の規定にかかわらず、当該承継に係る不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

（郵便振替法の一部改正）

第十四条 郵便振替法（昭和二十三年法律第六十

号）の一部を次のように改正する。

第六十三条の二中「若しくは環境衛生金融公庫」を「環境衛生金融公庫若しくは沖繩振興開発金融公庫」に改める。

（大蔵省設置法の一部改正）

第十五条 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中第六号の八を第六号の九とし、第六号の七を第六号の八とし、第六号の六の次に次の一号を加える。

六の七 沖繩振興開発金融公庫を監督すること。

（国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の一部改正）

第十六条 国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和二十五年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「環境衛生金融公庫」の下に「沖繩振興開発金融公庫」を加える。

（公職選挙法の一部改正）

第十七条 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第二百三十六条の二第二項第二号中「若しくは環境衛生金融公庫」を「環境衛生金融公庫若しくは沖繩振興開発金融公庫」に改める。

（予算執行職員等の責任に関する法律の一部改正）

第十八条 予算執行職員等の責任に関する法律（昭和二十五年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「環境衛生金融公庫」の下に「沖繩振興開発金融公庫」を加える。

第十九条 公庫の予算及び決算に関する法律の一部改正（公庫の予算及び決算に関する法律の一部改正）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び環境衛生金融公庫」を「環境衛生金融公庫及び沖繩振興開発金融公庫」に改める。

第五条第二項第二号中「及び中小企業債券」を「中小企業債券及び沖繩振興開発金融公庫宅地債券」に改め、同条第三項中「住宅金融公庫宅地債券」の下に「又は沖繩振興開発金融公庫宅地債券」を加え、「及び北海道東北開発公庫」を「北海道東北開発公庫及び沖繩振興開発金融公庫」に改める。

（地方財政再建促進特別措置法の一部改正）

第二十条 地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「環境衛生金融公庫」の下に「沖繩振興開発金融公庫」を加える。

（旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部改正）

第二十一条 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条の二第二項中「国民金融公庫」の下に「又は沖繩振興開発金融公庫」を加える。

（公共企業体職員等共済組合法の一部改正）

第二十二条 公共企業体職員等共済組合法（昭和三十一年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二十九条中「国民金融公庫」の下に「又は沖繩振興開発金融公庫」を加える。

（国会議員互助年金法の一部改正）

第二十三条 国会議員互助年金法（昭和三十三年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「国民金融公庫」の下に「又は沖繩振興開発金融公庫」を加える。

（農林漁業団体職員共済組合法の一部改正）

第二十四条 農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

「又は沖繩振興開発金融公庫」を加える。

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第二十五条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百八号）の一部を次のように改正する。

第四十九条中「国民金融公庫」の下に「又は沖繩振興開発金融公庫」を加える。

（地方公務員等共済組合法の一部改正）

第二十六条 地方公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第五十一条中「国民金融公庫」の下に「又は沖繩振興開発金融公庫」を加える。

（郵便貯金法の一部改正）

第二十七条 郵便貯金法（昭和二十二年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第七條第一項第五号中「第二十二條の二の規定」の下に「又は沖繩振興開発金融公庫法（昭和四十六年法律第 号）第十九條第六項において準用する住宅金融公庫法第二十二條の二第一項の規定」を加える。

第六十条中「住宅金融公庫」の下に「又は沖繩振興開発金融公庫」を加え、「又は第二項」を「若しくは第二項又は沖繩振興開発金融公庫法第十九條第一項第三号」に改める。

（住宅金融公庫法の一部改正）

第二十八条 住宅金融公庫法の一部を次のように改正する。

第二十三条第七項中「前項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 公庫は、主務大臣の認可を受けて、沖繩振興開発金融公庫に対し、保険法による保険の業務の一部を委託することができる。第二項から第四項までの規定は、この場合について準用する。

第三十三条第一項中「第二十三條第七項」の下に「又は第八項」を加える。

第四十七條中「第二十三條第七項」を「第二

振興開發金融公庫にあつては総理府令・大蔵

七年法律第三百五十八号)の一部を次のように

金融通法」とあるのは「果樹農業振興特別措置

和三十二年法律第三百三十八号)の一部を次のよ

うに改正する。

第二条中「中小企業金融公庫」の下に「沖繩振興開発金融公庫」を加える。

理由

沖繩における経済の振興及び社会の開発を図るため、一般の金融機関が行なう金融を補完し、又は奨励するとともに、一般の金融機関が融通することを困難とする資金を融通することを目的とする特別の金融機関を設立する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和四十七年四月二十二日印刷

昭和四十七年四月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K